

青梅市地域福祉総合計画(令和9年度改定版)

【地域福祉計画・再犯防止推進計画・重層の支援体制整備事業 実施計画 | 骨子案】

・第5期青梅市地域福祉計画

・青梅市重層の支援体制整備事業実施計画

・青梅市再犯防止推進計画

・青梅市成年後見制度利用促進基本計画

・第10期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

・第2期青梅市認知症施策推進計画

・第7期青梅市障害者計画・第8期青梅市障害福祉計画・第4期青梅市障害児福祉計画

令和8(2026)年8月時点

1. 計画の構成案の改定について

- 変更内容① 「再犯防止推進計画」を第3編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容② 「成年後見制度利用促進基本計画」を第4編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容③ 「認知症施策推進計画」を第5編第4章として、第5編第3章から独立
 - 変更内容④ 「重層的支援体制整備事業実施計画」を第7編として、第1章から独立
- 変更理由➡いずれも**記載内容の充実を図る**とともに、**包含している計画をよりわかりやすく示す**ため。

■計画の構成案について ※変更点を 緑色 で網掛けしています。

現行計画(令和6年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方(重層的支援体制整備事業実施計画)
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
現行計画における、再犯防止推進計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制

今回計画(令和9年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
第3編	再犯防止推進計画
第1章	再犯防止を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)

現行計画(令和6年3月)	
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容
現行計画における、成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容
第3編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第4編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
現行計画における、重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間

今回計画(令和9年3月)	
第2章	計画の基本的な考え方(基本目標)
第3章	取組内容
第4編	成年後見制度利用促進基本計画
第1章	成年後見制度を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容
第5編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	高齢者保健福祉・介護保険に関する 取組内容
第4章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第5章	認知症施策推進計画に関する取組内容
第6編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
第7編	重層的支援体制整備事業実施計画
第1章	重層的支援体制整備事業の展開



現行計画(令和6年3月)	
	計画の策定体制
第1編 第2章	重層的支援事業の特徴(包括的な福祉相談支援体制)
第2編 第3章	取組内容
資料編	

今回計画(令和9年3月)	
第2章	各実施事業の概要と提供体制
第3章	連携体制の構築
資料編	

音声
コード

第1編

総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成 16 年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後の社会潮流や新たな制度、法律等への対応を含め、改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間の我が国における福祉制度・政策は、こども・障がい者・高齢者などといった対象者の属性や、虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援体制の構築を進めてきました。

一方で、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラー、社会的孤立・孤独など、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースや、既存の制度の対象となりにくいケースが明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、国では、全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法の一部を改正し、包括的支援体制の構築の取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を進めることとしました。

本市においても、地域福祉コーディネーターの配置や既存の連携体制強化による相談支援の充実に努めるとともに、令和3年度から移行準備を開始しました。

その後、複雑化・複合化する地域課題に対応し、本市の地域福祉をさらに強化するとともに、分野を超えて一体的に取組を進めていくため、令和6年3月に、地域福祉の推進に関する計画(第5期地域福祉計画)と各分野別福祉計画(第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第6期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画)を合本・一体化し、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、認知症施策推進計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画を加えた「青梅市地域福祉総合計画」を策定しました。

令和6年4月からは重層的支援体制整備事業を本格実施し、属性や分野を問わない包括的な相談支援や多機関連携、地域づくりに向けた取組を推進してきました。

これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、今後の社会の動きや国の政策動向を反映し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、「青梅市地域福祉総合計画」の改定を行います。

《国の主な動向》

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布

平成 28 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とこととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成 28 年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正(平成 30 年 4 月施行)され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第 107 条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第 107 条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第 106 条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

〈参考〉社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

また、孤独・孤立対策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた「孤独・孤立対策推進法」が成立(令和5年5月31日)し、令和6年4月1日に施行されます。

こども基本法の施行、こども家庭庁の設置(令和5年4月1日)

日本が平成6(1994)年に批准したこどもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立(令和5年4月1日公布)しました。心身の発達の過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

音声
コード

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」施行

単身高齢者の増加や生活困窮世帯における課題の複雑化を踏まえ、生活困窮者等の自立促進や困窮の連鎖防止を図る「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されました。

今回の改正では、特に「住まいの確保」と「こどもの貧困対策・単身高齢者等の支援」を軸に、以下の取組が強化されています。

○居住支援の一貫した強化

住宅確保が困難な人に対し、自治体等による入居前相談から入居中の訪問・見守り、退居時に至るまでの一貫した相談・生活支援体制を強化。

○生活保護世帯のこども・若者への支援拡大

貧困の連鎖を防ぐため、訪問等による学習・生活環境改善の支援を法定化するとともに、高校卒業後に就職・自立する際の新たな生活立ち上げ費用一時金の支給などを実施。

○経済的困窮者・単身高齢者等への自立支援の充実

単身高齢者等の増加に対応し、住居確保給付金の支給対象拡大や、家計改善支援・就労準備支援事業等の全国的な強化を推進。

○支援関係機関の連携体制の強化

多様で複雑な課題に対応するため、福祉部局と住宅部局の連携推進や、生活困窮・生活保護支援に関する関係機関の会議体設置などを明確化。

「社会福祉法等の一部を改正する法律」成立

頼れる身寄りのない単身高齢者らへの支援強化等を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」が、令和8年6月19日に参議院本会議で可決、成立しました。施行は一部を除き令和9年4月1日となります。

単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化を背景に、法改正により以下の取組を中心に権利擁護や身寄り支援、防災福祉体制の強化が進められます。

○身寄りがいない人への包括支援の法制化

「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を位置づけ、身寄りのない単身高齢者等の日常生活に加え、入院手続きや死後事務までの支援基盤を整備。

○死後事務支援の検討推進

本人が亡くなった後の葬儀・納骨や家財整理などの「死後事務」について、対象者や支援範囲等の詳細の検討・整理を継続。

○「地域権利擁護相談支援センター」の設置

成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、市町村に相談・調整の中核となるセンターの設置を可能とする。

○災害派遣福祉チーム(DWAT)の人材登録制度

災害時に避難所等で要配慮者を支援する DWAT について、広域派遣を円滑化するための人材登録の仕組みを整備。

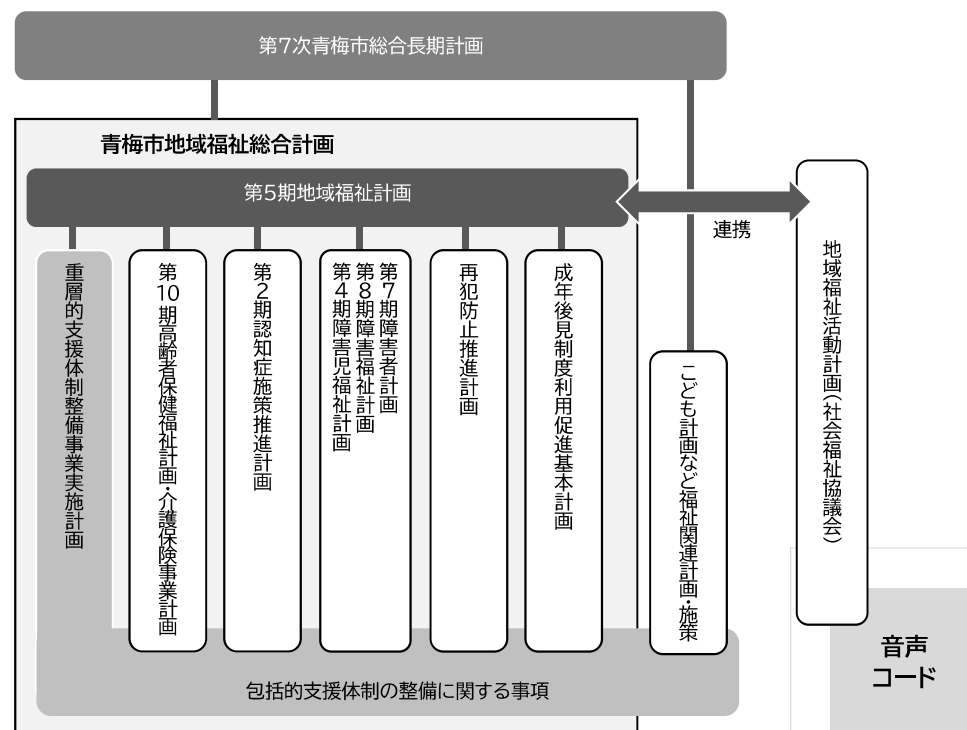
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 社会福祉法第 106 条の 5 の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定にもとづく「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定にもとづく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定にもとづく「市町村認知症施策推進計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条の規定にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定にもとづく「市町村障害児福祉計画」
- こども基本法第 10 条第 2 項の規定にもとづく「市町村こども計画」

(2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- こども計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。なお、今後こども計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和9年度に改定）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画：令和9年度から令和11年度までの3か年
- 障害者計画：令和9年度から令和11年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和9年度から令和11年度までの3か年

	令和 5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画	第7次(～令和14年度)						
地域福祉計画・ 重層的支援体制整備事業実施計画・ 再犯防止推進計画・ 成年後見制度利用促進基本計画		第5期 第1期 第1期 第1期					
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 認知症施策推進計画		第9期	第10期・ 第2期				
障害者計画		第6期	第7期				
障害福祉計画 障害児福祉計画		第7期 第3期	第8期 第4期				

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査実施概要

計画	調査対象	調査期間	回答数	調査方法
地域福祉計画等	18歳以上の市民 3,000人(無作為抽出)	令和8年3月27日(金)～4月24日(金) (4月28日到着分までを反映)	1,361件	郵送配布・郵送またはweb回答
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	65歳以上の市内在住者(施設入所者および介護認定要介護1から5までの被保険者を除く) 3,200人	令和7年10月28日(火)～令和7年11月30日(日)	2,678件	郵送による配布・回収
	要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請で認定調査を受けた在宅の方(施設入所者除く) 786人	令和7年10月28日(火)～令和9年2月13日(金)	541件	対象者のうち、自宅訪問により聞き取りに協力いただけた方を対象にアンケート調査(回収は郵送)
	市内の介護サービス事業所および施設 147施設	令和7年10月22日(水)～令和7年11月21日(金)	142件	電子メール、電子申請システムおよび郵送によるアンケート調査
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成受給者証をお持ちの方 2,000人(無作為抽出)	令和8年5月13日(水)～6月12日(金)	1,026件	郵送配布・郵送またはweb回答

(2)各種会議、委員会

計画	会議名	開催数
地域福祉計画(重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画を含む)	地域共生社会推進審議会	全4回
	包括的支援体制整備等庁内検討委員会	全4回
	地域福祉計画改定部会	全●回
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度利用促進審議会	全4回
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等	介護保険運営委員会	全6回
障害者計画	障害者計画等審議会	全4回
障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者地域自立支援協議会	全3回(計画に関する報告事項の数)

(3)パブリックコメント

令和●年●月●日～●月●日 ●件

第2章 計画改定の考え方

1 福祉共通理念

多様性を認め合い、 みんなが健やかに暮らせるまち

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

「福祉」とは本来、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

一方で、近年の社会情勢を見ると、福祉に対するニーズは複雑化・多様化しているほか、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えるケースもあります。

こうした地域の生活課題に対し、これまでのこども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに設けられた制度で対応するだけではなく、多様な機関や専門分野が連携しながら関わっていくことが重要です。

こうした一人ひとりの福祉ニーズに対応しつつ、一人ひとりがお互いを尊重し、助け合い、安心して地域で暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して、市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等がそれぞれの役割の中で協働することが、地域福祉です。

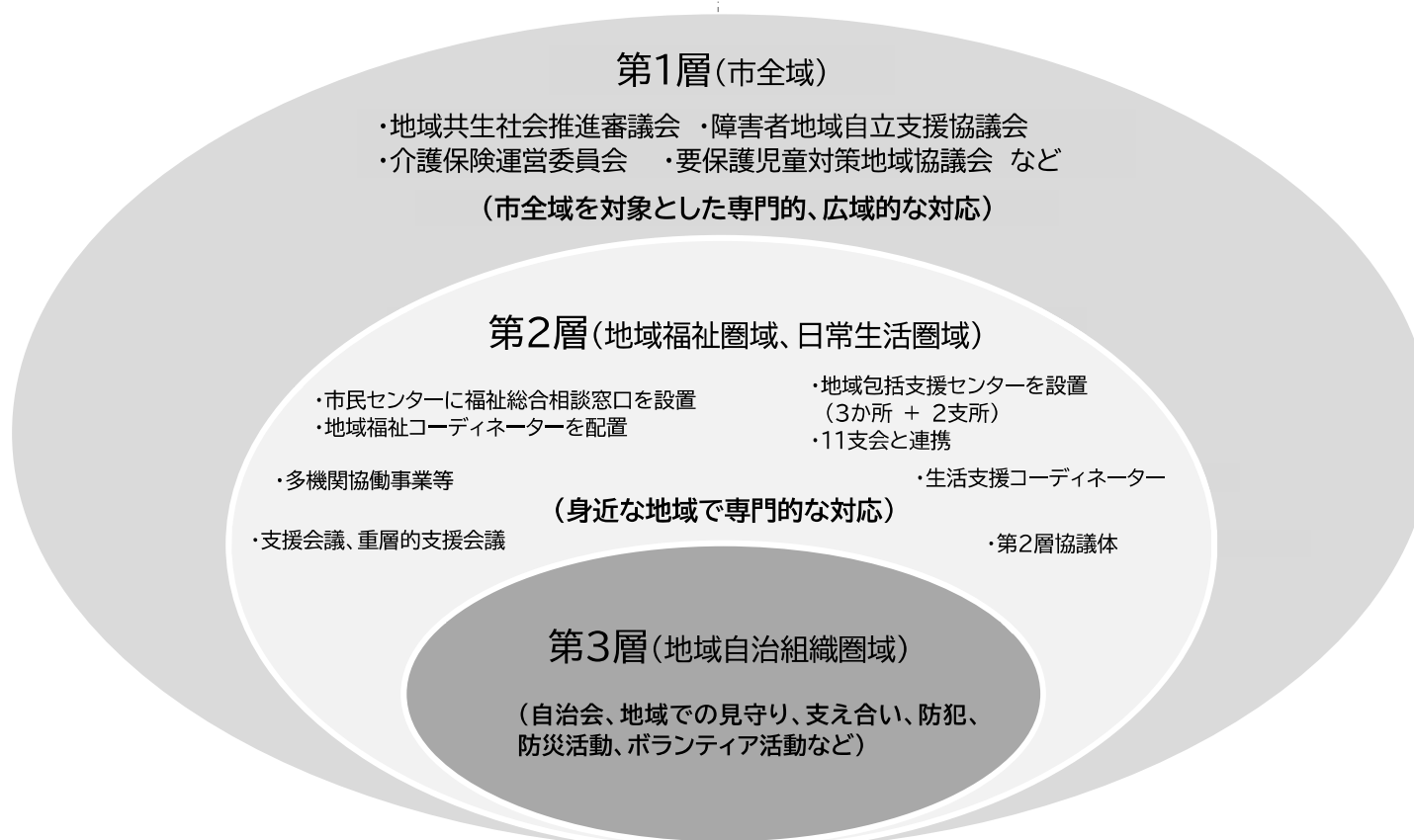


3 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合って存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

青梅市における圏域の考え方



音声
コード

第3章 データからみる市の現状

1 地域特性

本市は、都心から西へ 40～60 km圏にあり、中央部に鉄道が走っており、都心へのアクセスが良好です。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通り、青梅インターチェンジが設置されており、他県との行き来において利便性が高くなっています。

また、面積の6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。

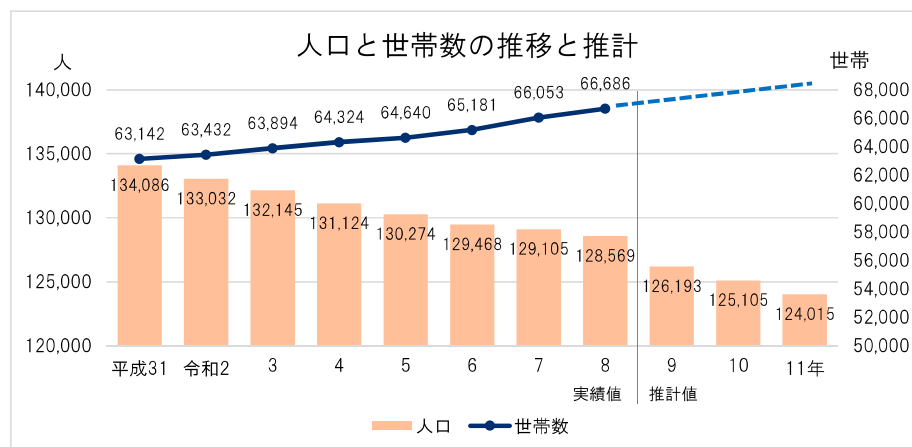
古くから霊山として崇められ、多くの野鳥や植物が生息する御岳山や、カヌーをはじめアウトドアの拠点として親しまれ、名水百選にも選定されている御岳溪流をはじめ、先人から受け継がれた美しい自然を有しています。

2 人口・世帯の状況

(1)人口と世帯の推移

本市の総人口は年々減少傾向となっています。令和8年時点は128,569 人となっていますが、地域福祉計画の計画最終年度である令和11年には124,015 人となる見込みです。

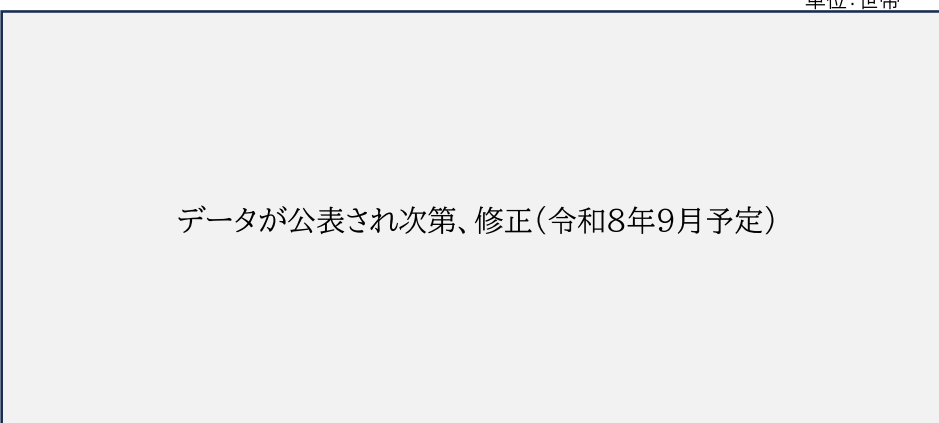
一方、世帯数は年々増加傾向にあり、令和8年時点は 66,686 世帯となっています。



注:外国人を含む
実績値資料:青梅市の統計(各年1月1日現在)
推計値資料:青梅市独自推計

国勢調査の家族類型別にみると、平成27年から5年間で単身世帯が約3,000世帯増加しており、特に高齢単身世帯は約2,000世帯の増加となっています。

家族類型別一般世帯数の推移

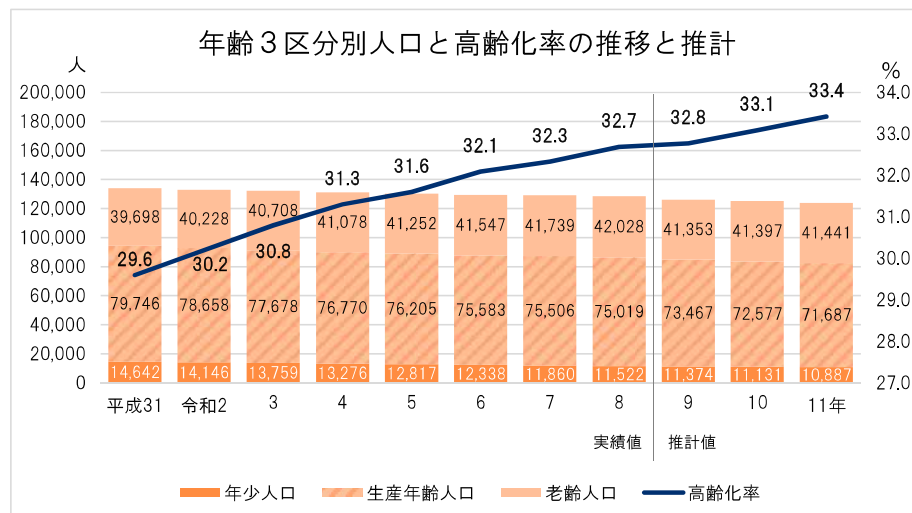


資料:国勢調査

(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

年齢3区分別人口をみると、過去8年間で生産年齢人口および年少人口は年々減少しています。一方で高齢人口は年々増加しており、高齢化率は令和8年1月1日時点で32.7%となっています。

地域福祉計画の計画最終年度となる令和11年には33.4%となる見込みです。



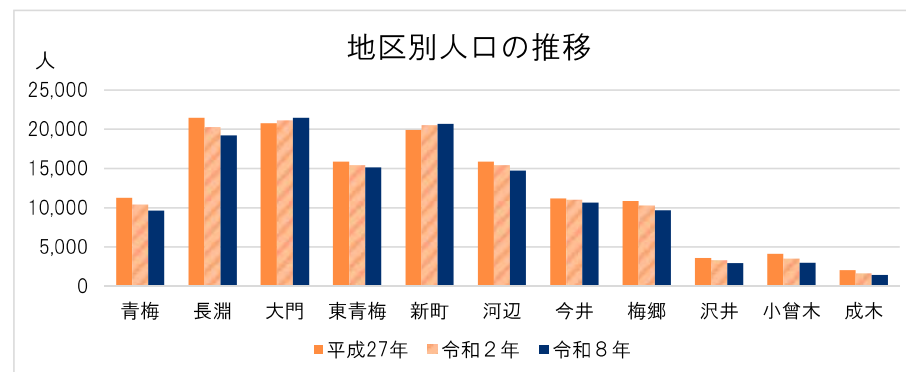
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)

推計値資料：青梅市独自推計

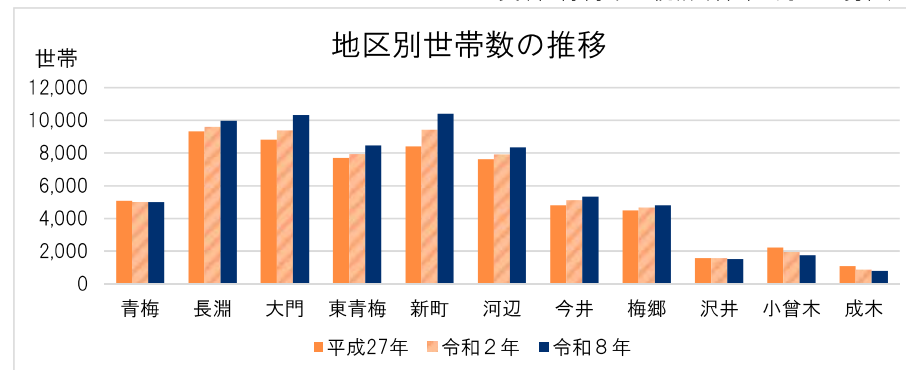
(3) 地区別人口・世帯数の推移

地区別に人口の推移をみると、大門地区、新町地区では過去12年間で人口が増加しています。

また、青梅地区、沢井地区、小曾木地区、成木地区では人口・世帯ともに減少しています。



資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)



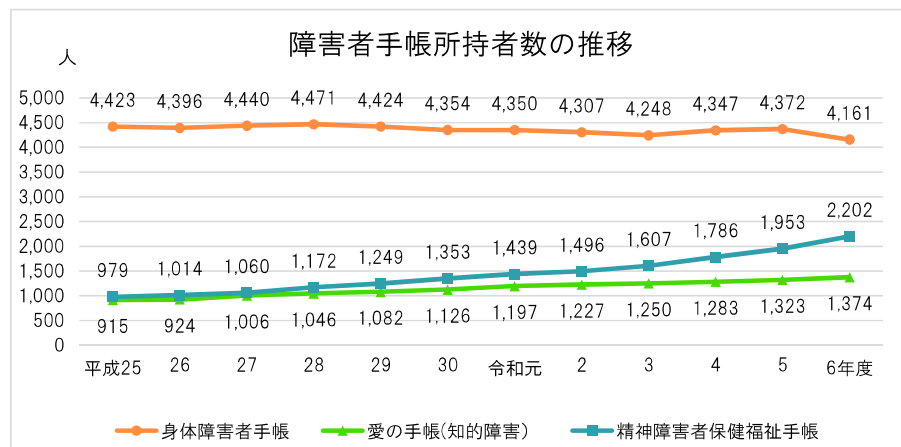
資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)

音声
コード

(4)障害者手帳所持者数の推移

身体障害は平成 28 年度をピークに減少傾向、知的障害、精神障害は年々増加傾向にあります。

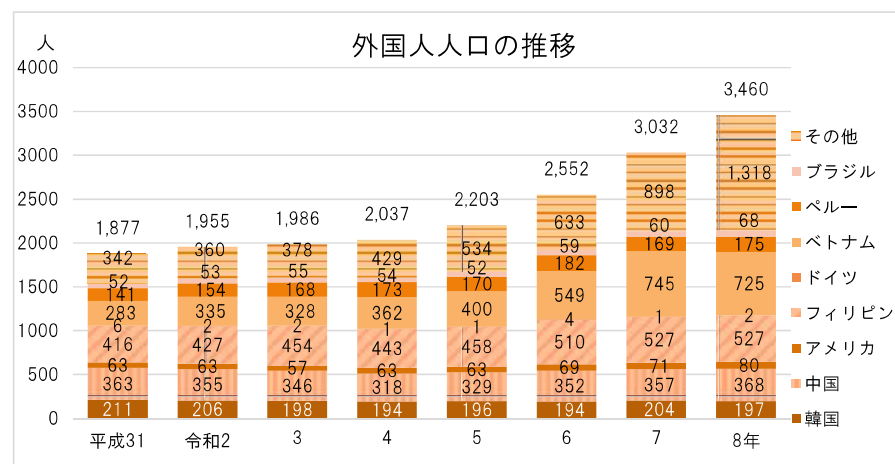
特に精神障害が増加し、令和6年度末で 2,000 人を超えています。



資料：青梅市行政報告書(各年度末時点)

(5)外国人人口の推移

外国人人口は年々増加傾向にあり、令和7年には 3,000 人を超えています。国籍・地域別にみると、フィリピンやベトナムが大きく増加しています。また、その他ではミャンマーが大きく増加し、令和8年には 400 人を超えています。



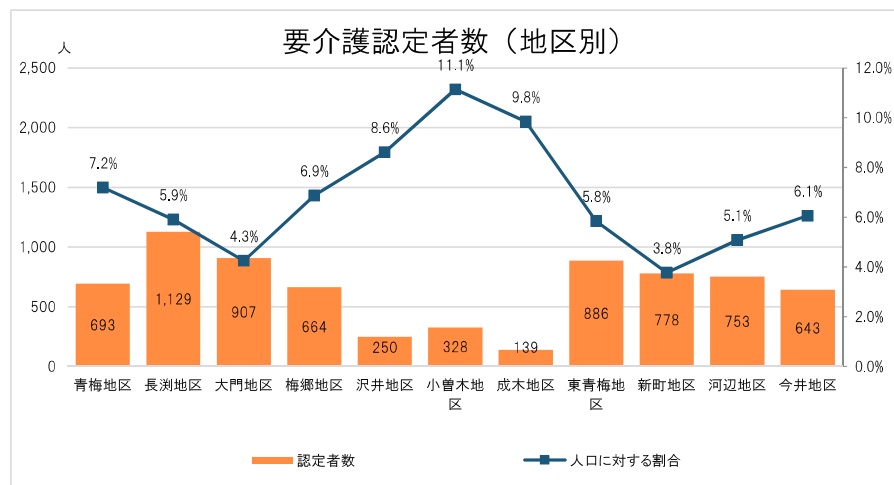
注：国籍・地域は、東京都の統計における国籍・地域を参考にしつつ
特に人口の多い国籍・地域を記載している。

資料：東京都の統計「外国人人口」(各年1月1日現在)

(6)要介護認定者数(地区別)

地区別に要介護認定者数をみると、以下のとおりです。

地区別の人口に対する割合では、小曾木地区が 11.1%と最も高く、次いで成木地区が 9.8%、沢井地区が 8.6%となっています。最も高い小曾木地区と最も低い新町地区では、7.3 ポイントの差となっています。



資料:青梅市(令和8年4月1日時点)

第4章 計画の全体像

1 第5期青梅市地域福祉計画施策体系

※確定後の施策体系を掲載

音声
コード

2 第10期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画・第2期青梅市認知症施策推進計画

※確定後の施策体系を掲載

音声
コード

3 第7期青梅市障害者計画、第8期青梅市障害福祉計画、第4期青梅市障害児福祉計画

※確定後の施策体系を掲載

音声
コード

第5章 計画の進行管理

1 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進審議会に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和11年度に次期計画の策定を行います。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

2 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。

3 協働による計画の推進

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の取組に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1)市民の役割

市民は、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動することが求められています。地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。

(2)青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

(3)NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。

(4)サービス提供事業者・企業の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開のほか、他のサービスとの連携、利用者本位のサービス提供の取組、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や市民参加の支援および福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

企業は、募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加するなど、社会貢献活動が求められています。見守り活動、災害時の連携など、その専門性と機動力を発揮し地域福祉の活発化に取り組みます。

(5)庁内の関係部署との連携・情報共有

行政は市民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

福祉ニーズの複雑化・複合化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、あらゆる主体が同じ方向に向かって地域福祉を推進していくためにも、計画を周知し、情報共有を図るとともに、関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。

第2編

地域福祉計画

音声
コード

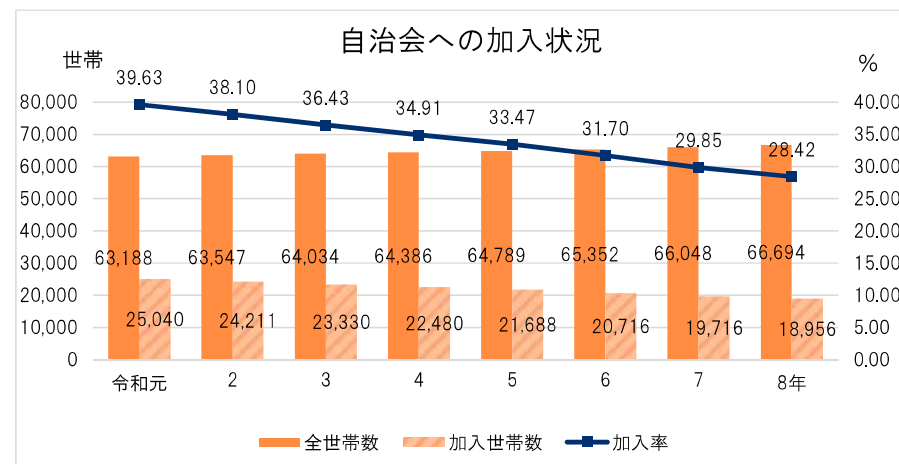
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉のデータからみる現状

(1)自治会の加入状況

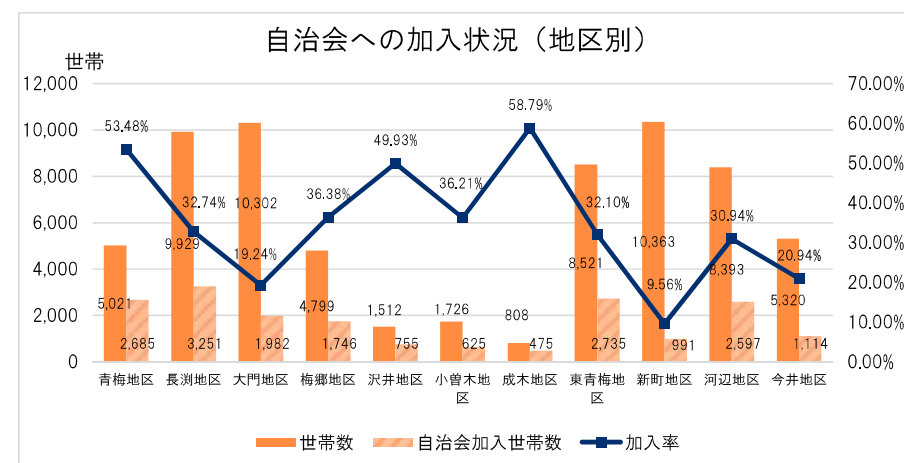
自治会加入世帯数は減少傾向にあり、令和8年4月1日現在で加入世帯数は18,956世帯、加入率は28.42%となっています。

過去8年間で加入世帯数は6,084世帯、加入率は11.21ポイント減少しています。



資料：市民活動推進課(各年4月1日時点)

地区別に自治会加入率をみると、成木地区が58.79%と最も高く、次いで青梅地区が53.48%、沢井地区が49.93%となっています。最も高い成木地区と最も低い新町地区では、49.23ポイントの差となっています。

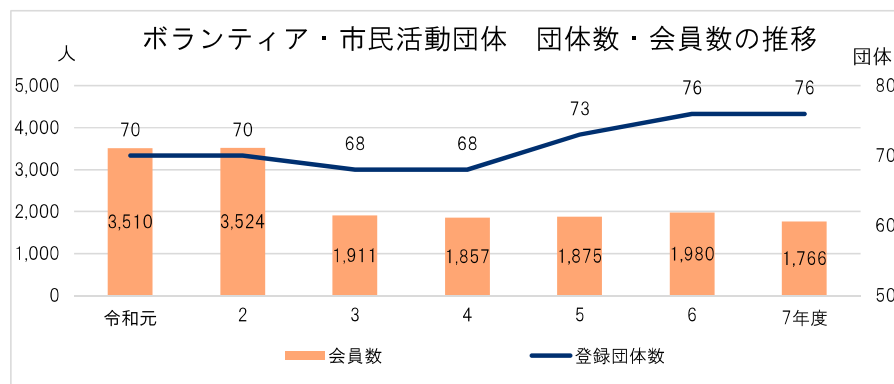


資料：市民活動推進課(令和8年4月1日時点)

(2) ボランティア・市民活動団体の状況

ボランティア・市民活動団体の会員数は令和2年度をピークに減少しており、令和7年度で 1,766 人となっています。

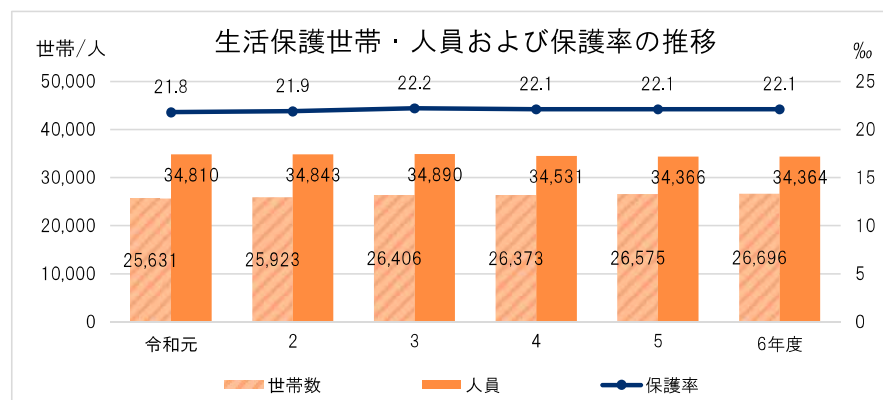
登録団体数は令和4年度以降増加し、令和7年度で 76 団体となっています。



資料: 市民活動推進課(年度別)

(3) 生活保護世帯・人員および保護率の状況

生活保護世帯・人員および保護率については、令和元年以降ほぼ横ばいで推移しています。令和6年度時点の保護率は 22.1%となっています。



資料: 青梅市の統計(各年度 10 月 1 日現在)

2 地域共生社会推進のためのアンケート結果

(1)調査の目的

このアンケート調査は、18 歳以上の市民 3,000 人を対象に実施し、皆様の地域福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定に反映することを目的としています。

(2)調査概要

◇調査対象者:18 歳以上の市民 3,000 人(無作為抽出)

◇調査期間:令和8年3月 27 日(金)~4月 24 日(金)(4月 28 日到着分までを反映)

◇調査方法:郵送配布・郵送または専用 web ページでの回収による本人記入方式

(3)回収結果

◇配布数:3,000 件

◇有効回収数:1,361 件

(うち調査票での回答は 852 件、web 回答は 509 件)

◇有効回収率:45.4%

(4)図表の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。

◇地区別の区分けは以下のとおりとなっています。

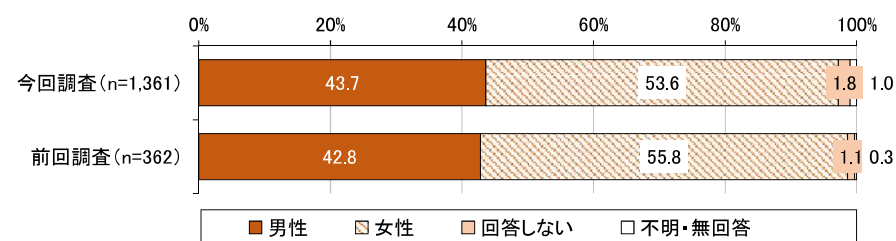
圏 域	地 区 名	地 区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、末広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区

(5)回答者属性

<性別>

今回調査では、「女性」が 53.6%、「男性」が 43.7%、「回答しない」が 1.8%となっています。

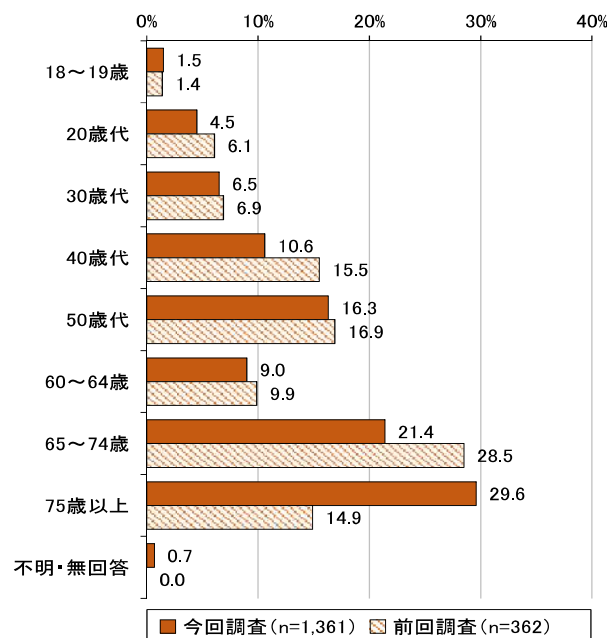
前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。



<年齢>

今回調査では、「75 歳以上」が 29.6%と最も高く、次いで「65～74 歳」が 21.4%、「50 歳代」が 16.3%となっています。

前回の調査(令和5年度)と比較すると、「75 歳以上」が 14.7 ポイント増加しています。

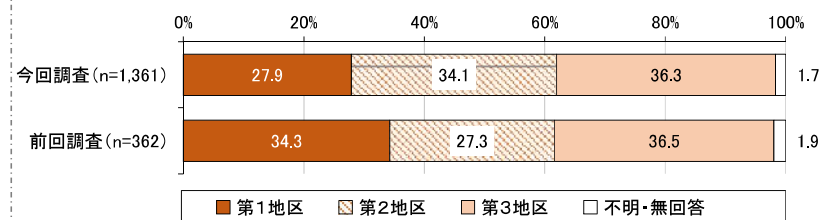
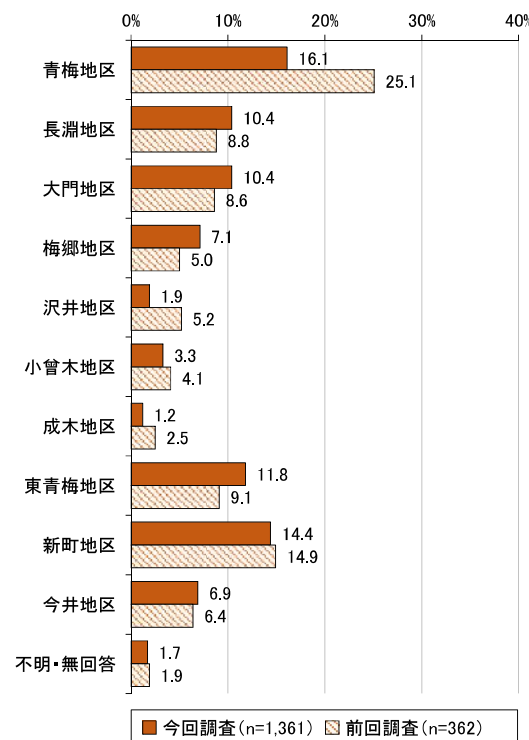


<地区>

今回調査では、「青梅地区」が 16.1%と最も高く、次いで「新町地区」が 14.4%、「東青梅地区」が 11.8%となっています。

前回の調査と比較すると、「青梅地区」が9ポイント減少しています。

3圏域別にみると、今回調査では、「第3地区」が 36.3%と最も高く、次いで「第2地区」が 34.1%、「第1地区」が 27.9%となっています。



音声
コード

(6)結果の概要

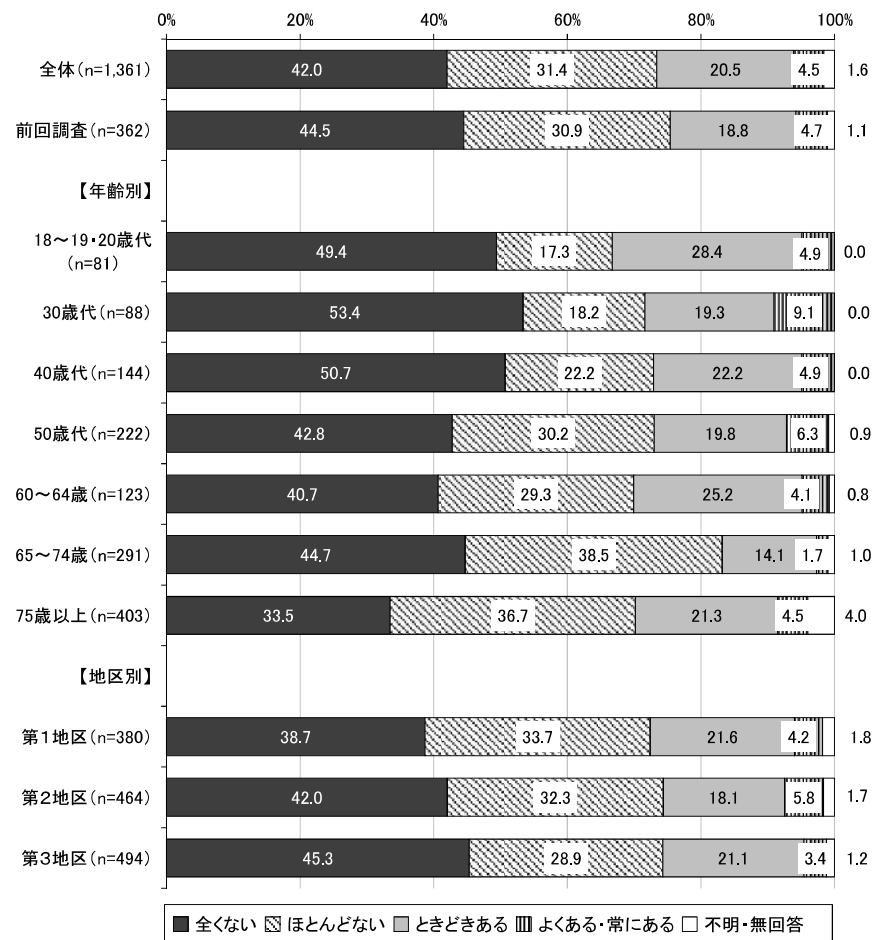
①孤独・孤立の状況

孤独を感じることがあるかについて、「全くない」が 42.0%と最も高く、次いで「ほとんどない」が 31.4%、「ときどきある」が 20.5%となっています。前回調査と比較しても、同様の傾向となっています。

「よくある・常にある」と回答した割合【孤独感が高い人】は、4.5%で、前回の 4.7%から大きな差はみられません。

年齢別にみると、75 歳以上では「ほとんどない」、その他の年齢層においては「全くない」が最も高くなっています。また、30 歳代で「全くない」が 53.4%と、全体(42.0%)と比較して 11.4 ポイント高くなっています。「ときどきある」と「常にある」の合計をみると、18～19・20 歳代では 33.3%と、全体(25.0%)と比較して 8.3 ポイント高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「全くない」が最も高くなっています。

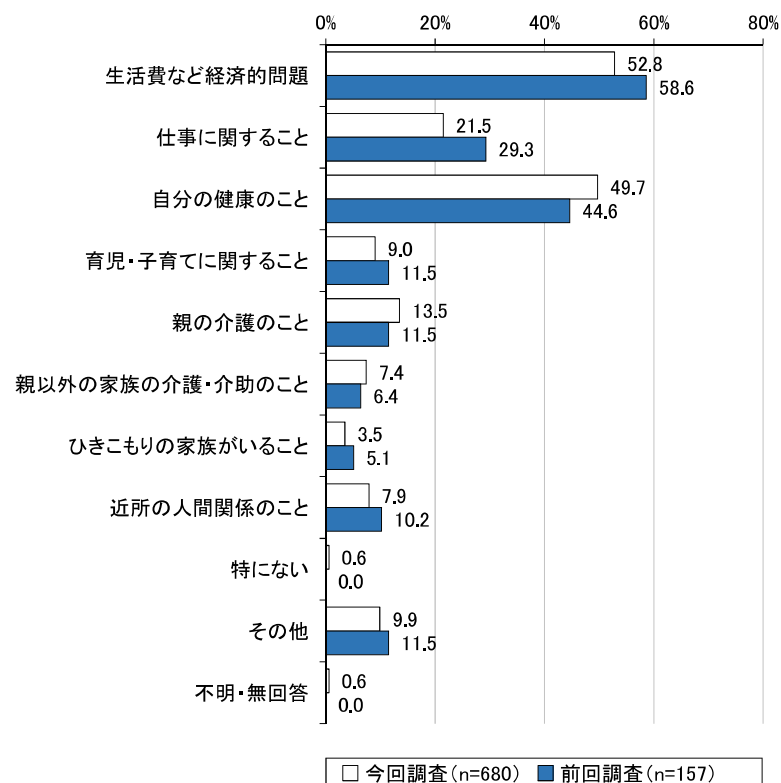


②日常生活で困っていること

日常生活で困っていることがある割合は50.0%と、前回の43.4%から6.6ポイント増加しています。(グラフ省略)

困っていることの内容については、「生活費など経済的問題」が52.8%と最も高く、次いで「自分の健康のこと」が49.7%、「仕事に関すること」が21.5%となっています。

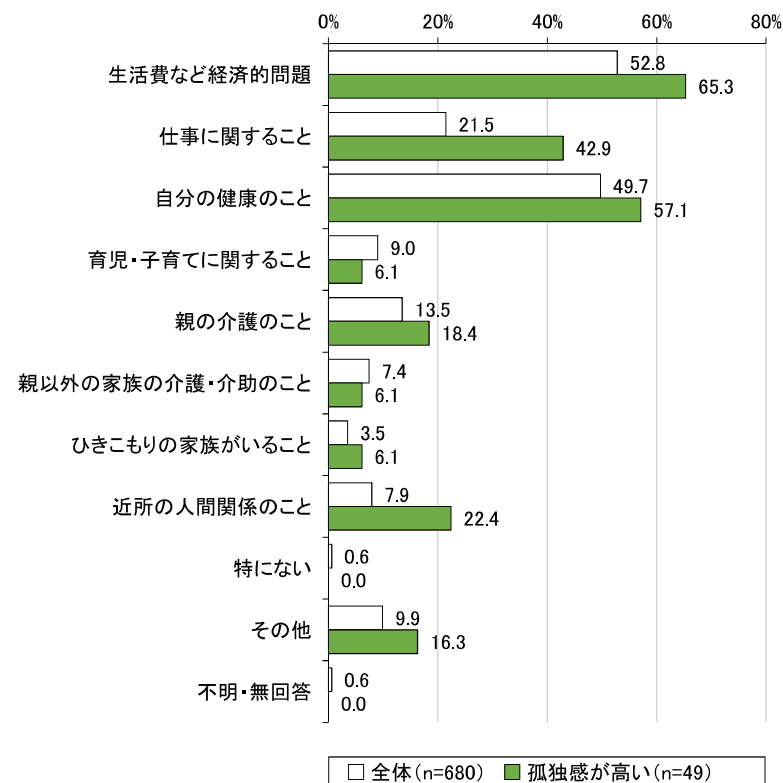
前回の調査と比較すると、「生活費など経済的問題」と「仕事に関すること」がやや減少し、「自分の健康のこと」がやや増加しているものの、大きな差はみられません。



②-1 孤独・孤立を抱えている人が日常生活で困っていること

「孤独感が高い人」は、困っていることがある割合が80.3%と、市全体(50.0%)と比べて生活での困りごとを抱えている割合が高くなっています。(グラフ省略)

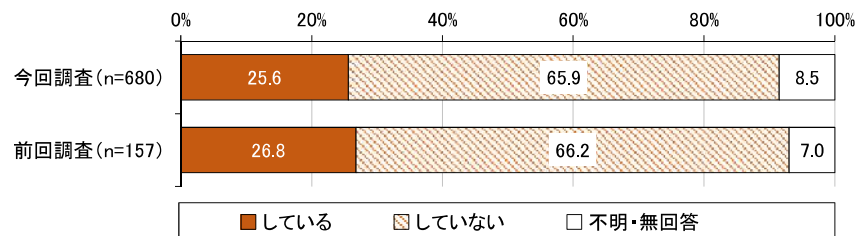
「孤独感が高い人」において、生活での困りごととしては、「生活費など経済的問題」「仕事に関すること」「自分の健康のこと」「近所の人間関係のこと」が市全体と比べて高い傾向がみられます。



③相談状況

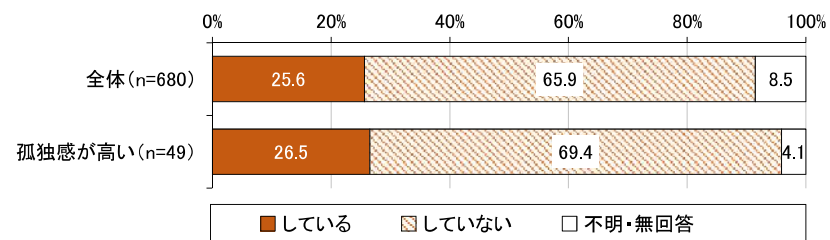
困りごとをどこかに相談しているかについては、「している」が 25.6%、「していない」が 65.9%となっています。

前回の調査と比較すると、回答傾向に大きな差はみられません。



③-1 孤独・孤立を抱えている人の相談状況

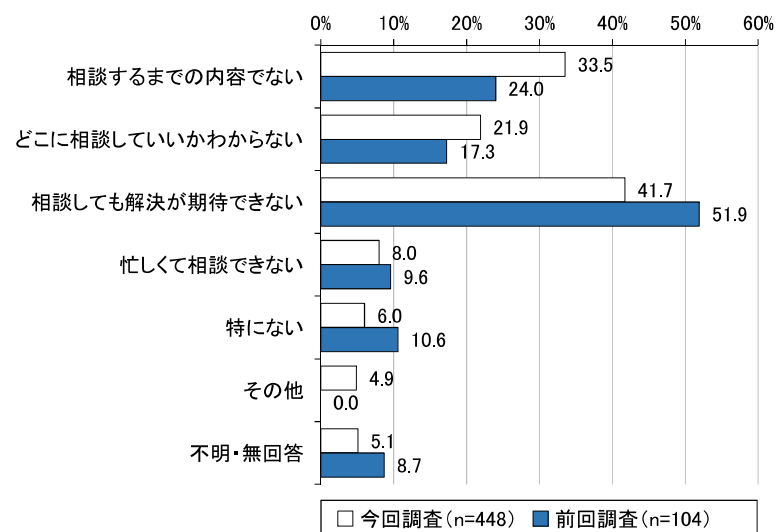
困りごとをどこかに相談しているかについては、「している」が市全体で 25.6%、「孤独感が高い人」で 26.5%と、大きな差はみられません。



④相談状況(困りごとを相談していない理由)

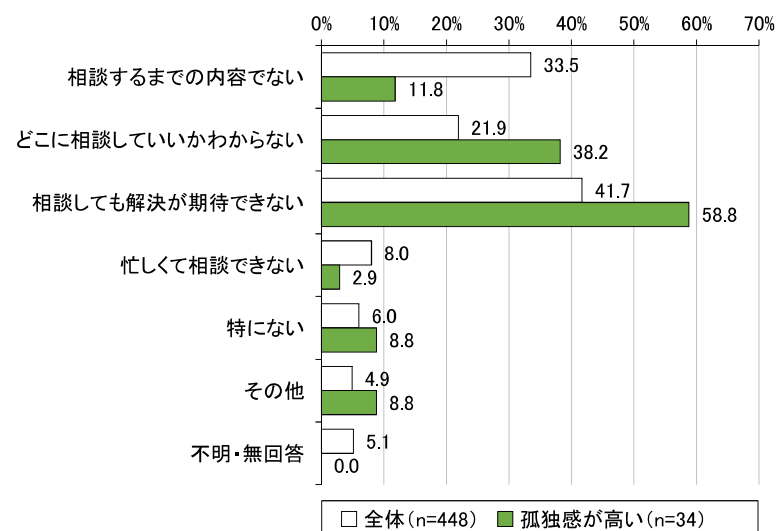
困りごとを相談していない理由について、市全体では「相談しても解決が期待できない」が 41.7%と最も高く、次いで「相談するまでの内容でない」が33.5%、「どこに相談していいかわからない」が21.9%となっています。

前回の調査と比較すると、「相談するまでの内容でない」が 9.5 ポイント、「どこに相談していいかわからない」が 4.6 ポイント増加し、「相談しても解決が期待できない」が 10.2 ポイント減少しています。



④-1 孤独・孤立を抱えている人の相談状況(困りごとを相談していない理由)

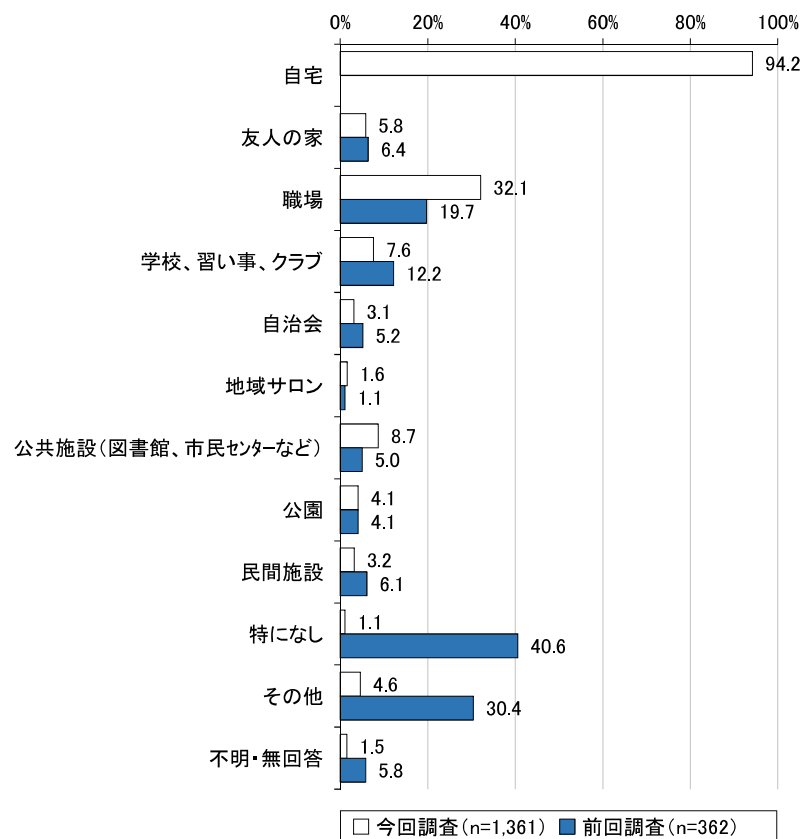
困りごとを相談していない理由について、「孤独感が高い人」の相談していない理由については、「どこに相談していいかわからない」、「相談しても解決が期待できない」が市全体と比べて 10 ポイント以上高くなっています。



⑤居場所について

居場所だと思う場所について、市全体では「自宅」が 94.2%と最も高く、次いで「職場」が 32.1%、「公共施設(図書館、市民センターなど)」が 8.7%となっています。

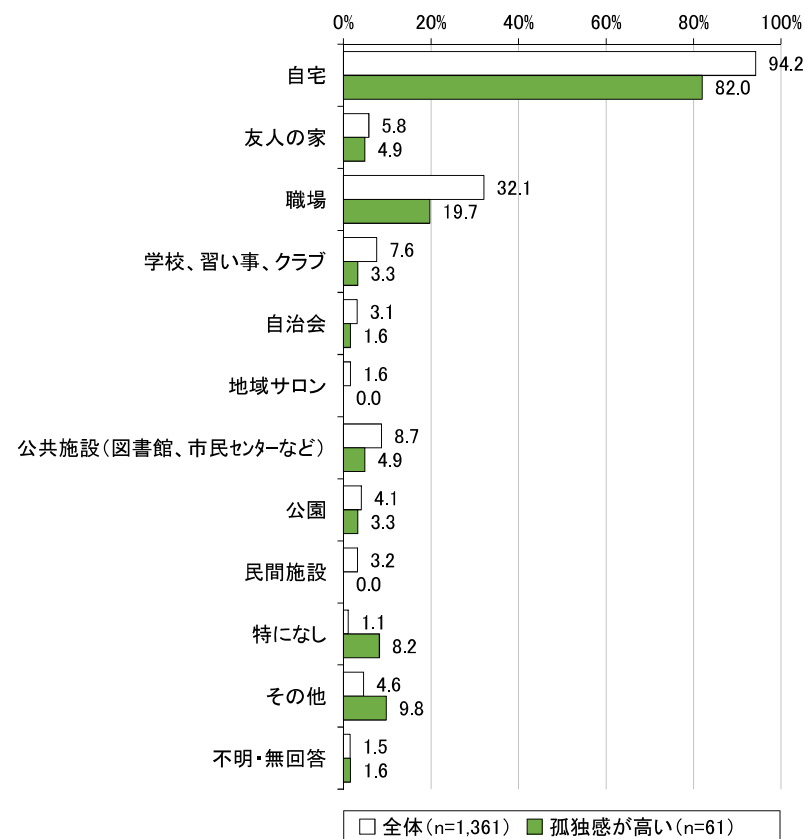
前回の調査と比較すると、一部の選択肢が異なるため単純な比較は難しいが、「職場」が 12.4 ポイント増加しています。



※「自宅」は、今回調査のみの選択肢です。

⑤-1 孤独・孤立を抱えている人の居場所について

「孤独感が高い人」は、市全体と比べて「特になし」との回答がやや高く、「自宅」や「職場」が 10 ポイント以上低くなっています。

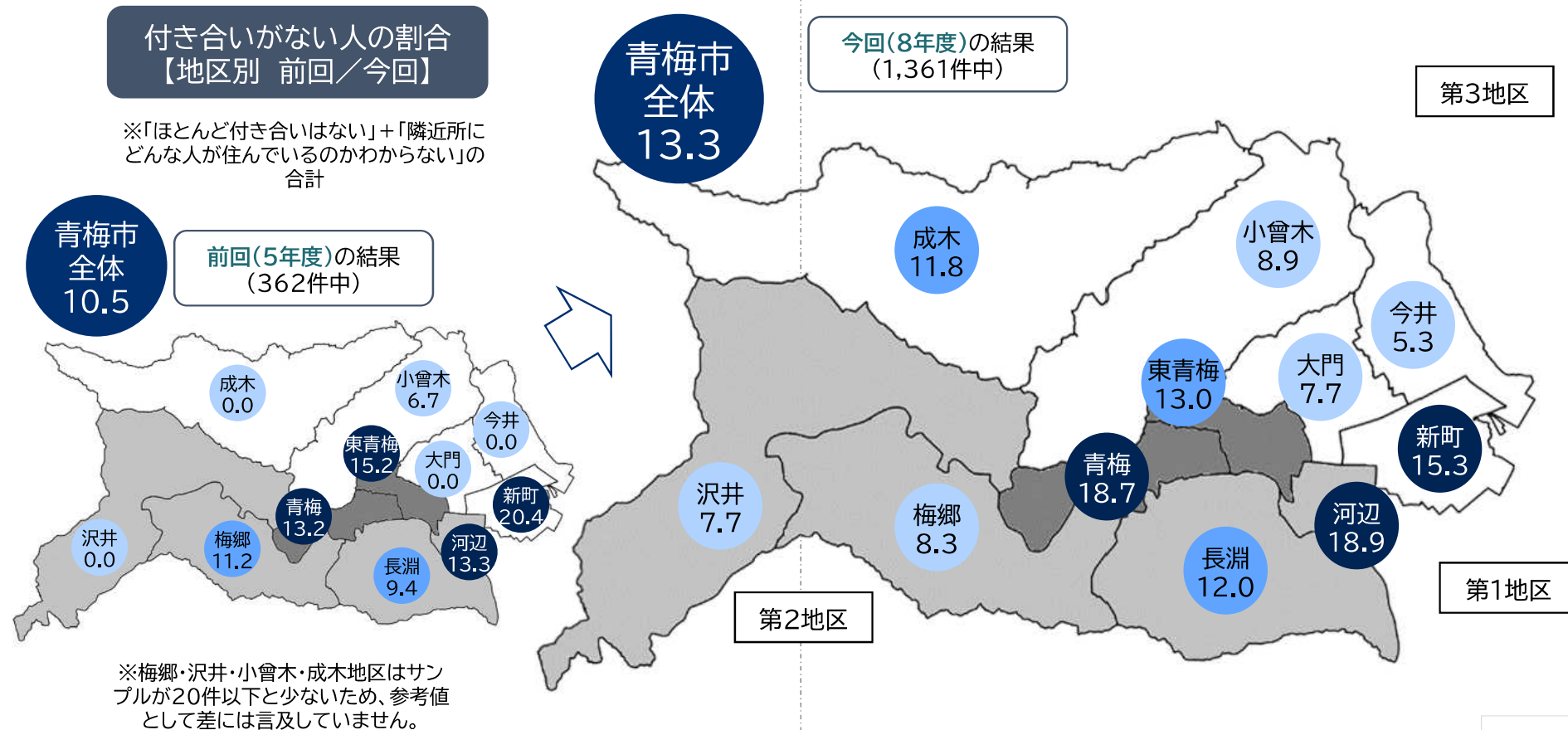


⑥ご近所の方との関係性について

地区別でみると、多くの地区で、近所付き合いがない人の割合がやや増加している傾向がみられます。

特に、青梅・河辺地区で前回から5ポイント以上、近所付き合いがない人の割合が増加しています。

一方、新町地区で5ポイント以上、近所付き合いがない人の割合が減少しています。



地区別にみると、小曾木・成木地区で6～7割台と高く、新町地区で2割台と低くなっています。

自治会への加入割合 【年齢別・地区別】

5年度
47.0

青梅市
全体
39.2

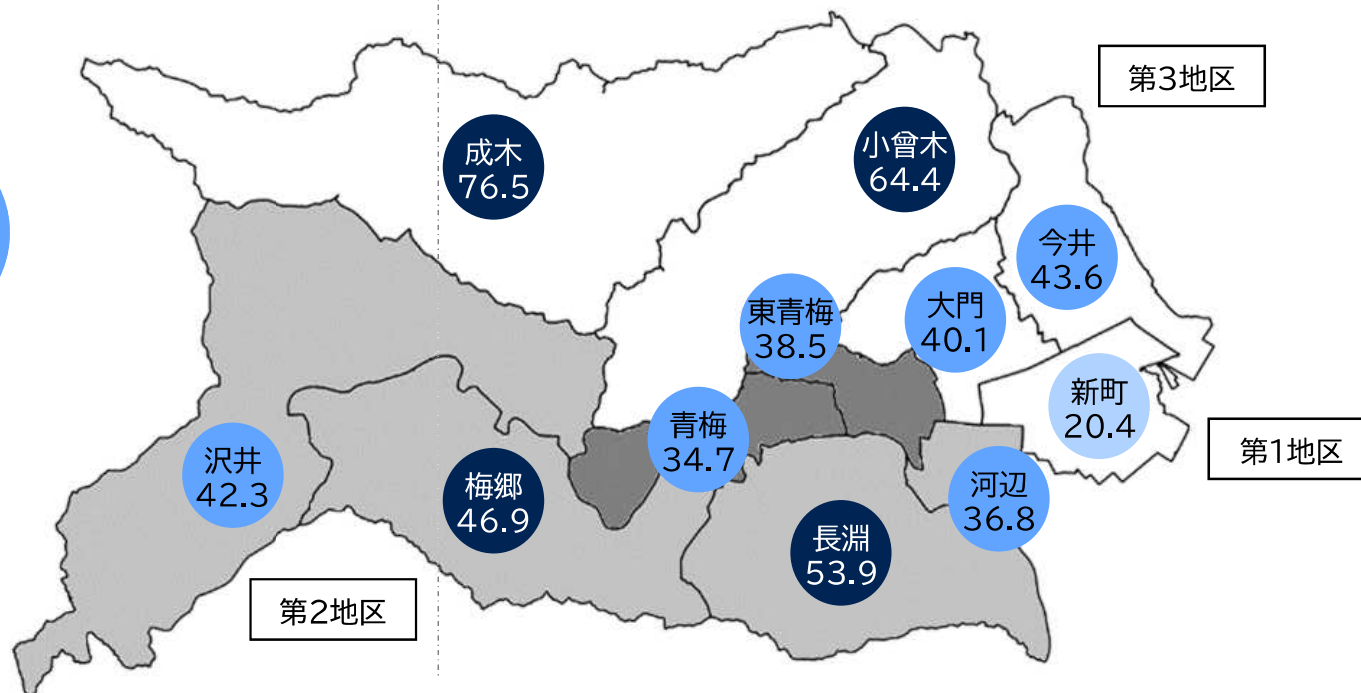
「わからない」も
23.5%と高い

10・20
歳代
12.3

30歳代
18.2

40歳代
21.5

音声
コード



※成木地区はサンプルが20件以下と少ないため、参考値として掲載しています。

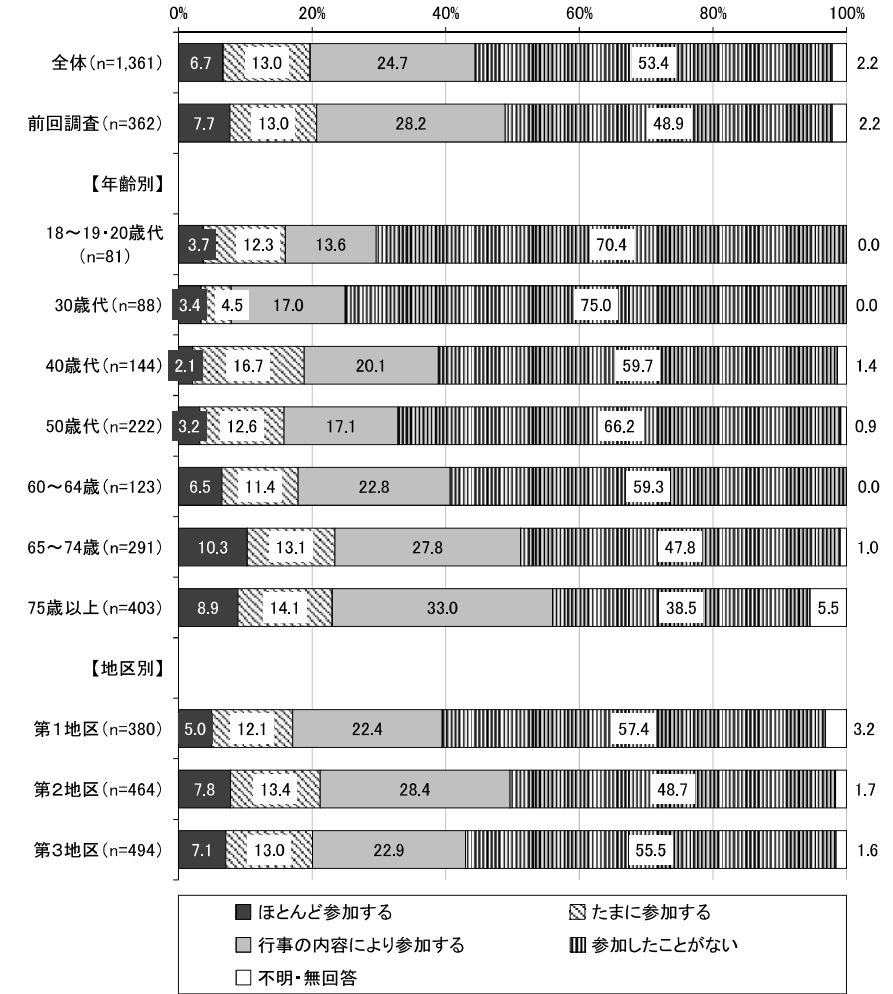
⑧地域の行事や活動への参加について

全体では「参加したことがない」が 53.4%と最も高く、次いで「行事の内容により参加する」が24.7%、「たまに参加する」が13.0%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられません。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「参加したことがない」が最も高くなっています。また、18～19・20 歳代、30 歳代で「参加したことがない」が全体と比較して 10 ポイント以上高くなっています。概ね年代が上がるにつれて「参加したことがない」が低くなる傾向にあります。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



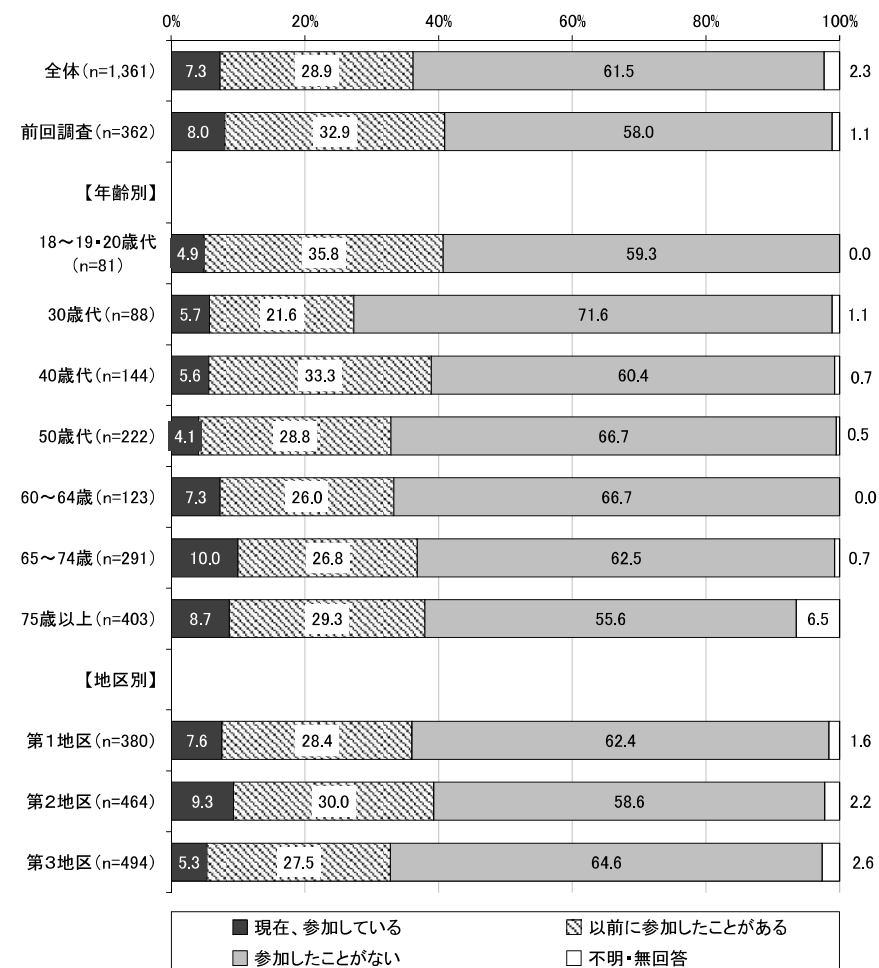
⑨ボランティア活動への参加について

全体では「参加したことがない」が 61.5%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」が 28.9%、「現在、参加している」が 7.3%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられません。

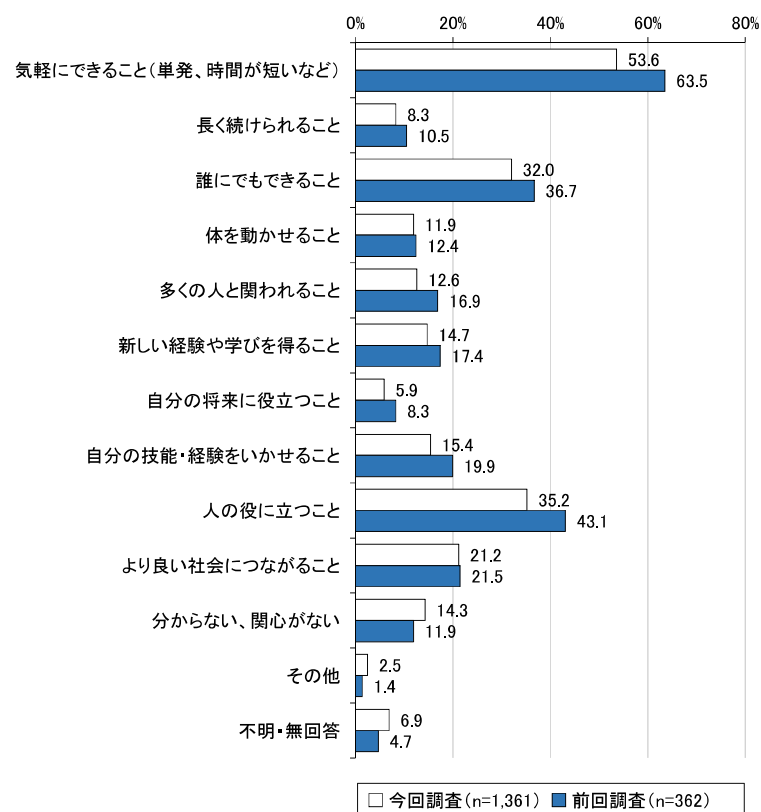
年齢別にみると、いずれの年齢層においても「参加したことがない」が最も高くなっています。また、30 歳代で「参加したことがない」が 71.6%と、全体(61.5%)と比較して 10.1 ポイント高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



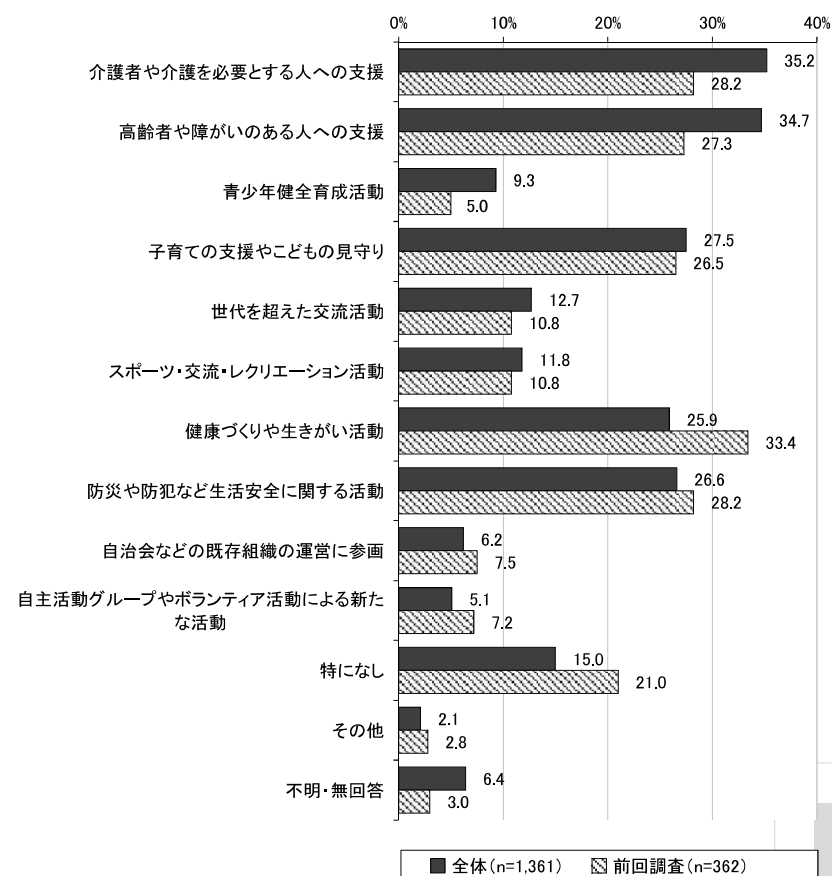
⑩ボランティア活動に参加しようとする際に重視すること

ボランティア活動に参加しようとする際に重視することについて、市全体では「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が 53.6%と最も多く、次いで「人の役に立つこと」が 35.2%、「誰にでもできること」が 32.0%となっています。前回の調査と比較すると、「気軽にできること」が9.9ポイント減少しています。



⑪住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民としてどのようなことに取り組んでいきたいか

全体では「介護者や介護を必要とする人への支援」が 35.2%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人への支援」が 34.7%、「子育ての支援やこどもの見守り」が 27.5%となっています。前回調査と比較すると、「健康づくりや生きがい活動」が 7.5 ポイント減少、「介護者や介護を必要とする人への支援」が7.0ポイント、「高齢者や障がいのある人への支援」が7.4ポイント増加しています。

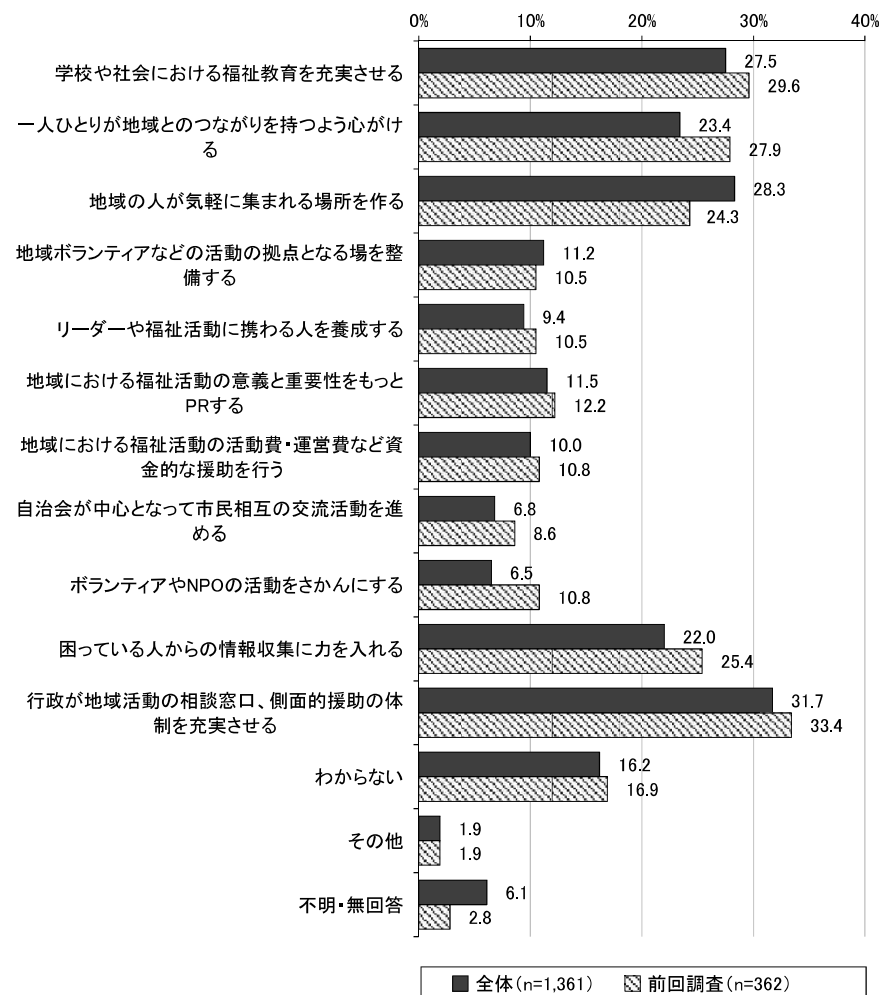


音声
コード

⑫「地域共生社会」を実現するために必要な取組

全体では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が 31.7%と最も高く、次いで「地域の人々が気軽に集まれる場所を作る」が 28.3%、「学校や社会における福祉教育を充実させる」が 27.5%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



音声
コード

3 第5期計画の評価と課題

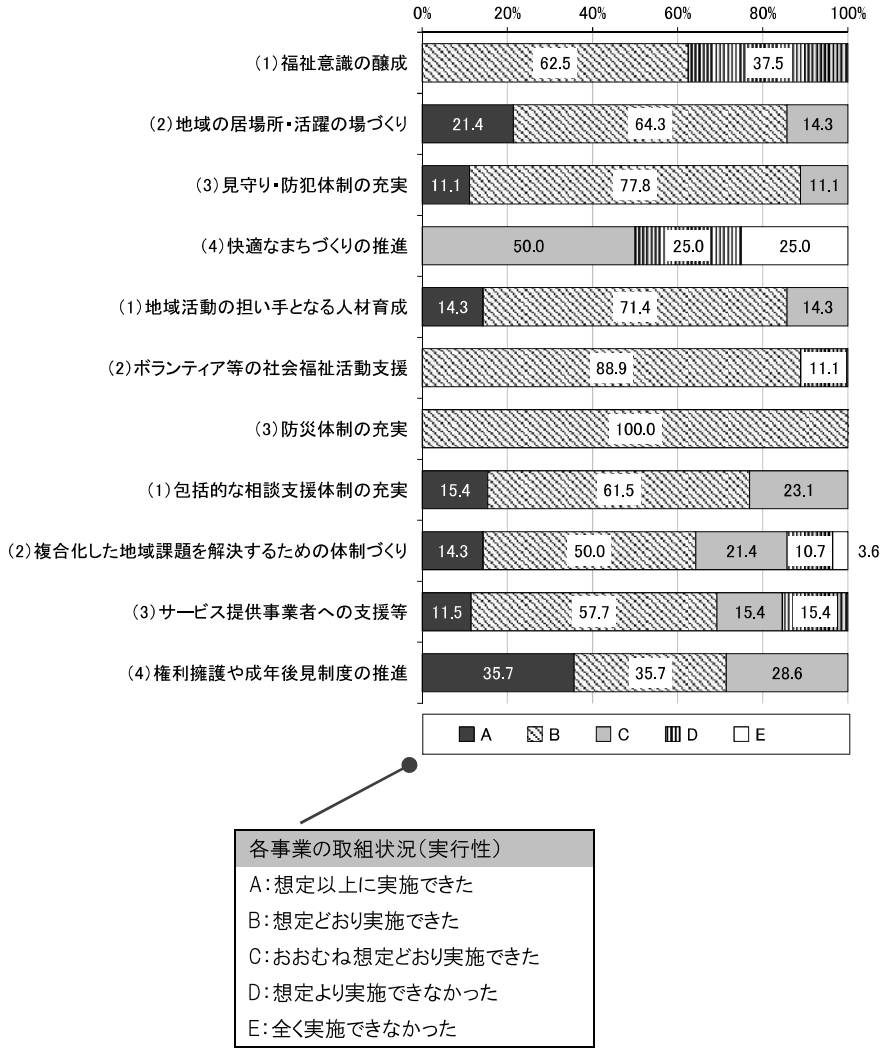
第5期計画の改定に当たり、「第5期青梅市地域福祉計画」の令和6～7年度の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

R7年度の取組状況については、ほぼすべての基本方針においてA・B評価が6割を超えています。

一方、基本目標1(4)快適なまちづくりの推進においては、C評価が50%、D・E評価が25%となっています。

計画期間中[R6・7 年度]の総括については、ほぼすべての基本方針においてA・B評価が6割を超えています。一方、基本目標1(4)快適なまちづくりの推進においては、D-1 評価が100%となっています。また、基本目標3(2)複合化した地域活動を解決するための体制づくりにおいて、C-1～D-2 評価が2割を超えてやや高くなっています。

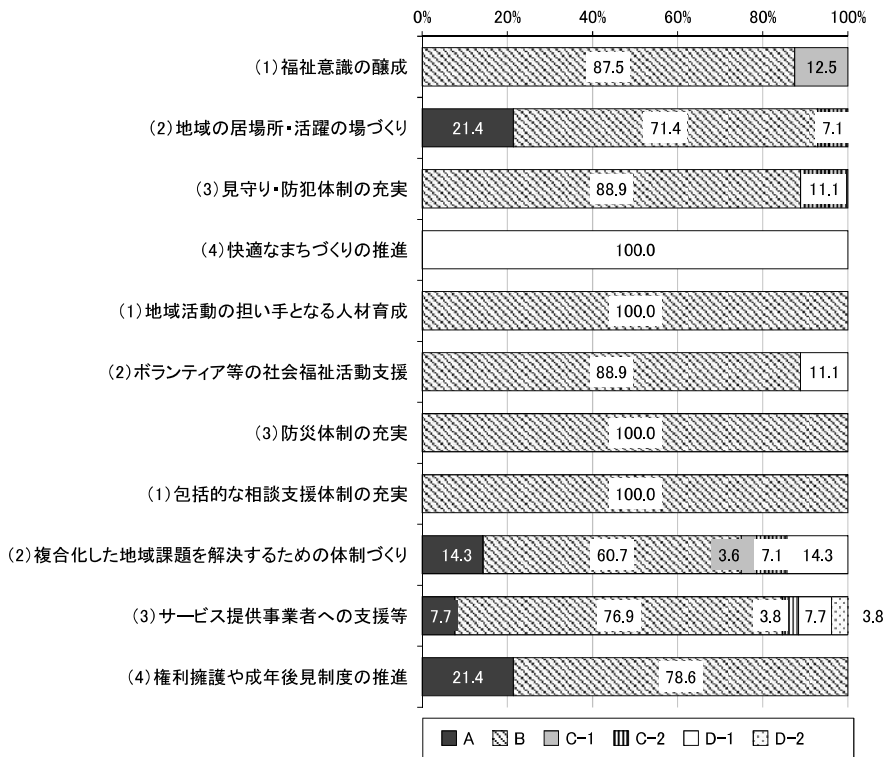
①R7 年度取組状況



	単位	A	B	C	D	E	合計
1-(1)福祉意識の醸成	件	0	5	0	3	0	8
	%	0.0	62.5	0.0	37.5	0.0	100.0
1-(2)地域の居場所・活躍の場づくり	件	3	9	2	0	0	14
	%	21.4	64.3	14.3	0.0	0.0	100.0
1-(3)見守り・防犯体制の充実	件	1	7	1	0	0	9
	%	11.1	77.8	11.1	0.0	0.0	100.0
1-(4)快適なまちづくりの推進	件	0	0	2	1	1	4
	%	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	100.0
2-(1)地域活動の担い手となる人材育成	件	1	5	1	0	0	7
	%	14.3	71.4	14.3	0.0	0.0	100.0
2-(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	件	0	8	0	1	0	9
	%	0.0	88.9	0.0	11.1	0.0	100.0
2-(3)防災体制の充実	件	0	7	0	0	0	7
	%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3-(1)包括的な相談支援体制の充実	件	2	8	3	0	0	13
	%	15.4	61.5	23.1	0.0	0.0	100.0
3-(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり	件	4	14	6	3	1	28
	%	14.3	50.0	21.4	10.7	3.6	100.0
3-(3)サービス提供事業者への支援等	件	3	15	4	4	0	26
	%	11.5	57.7	15.4	15.4	0.0	100.0
3-(4)権利擁護や成年後見制度の推進	件	5	5	4	0	0	14
	%	35.7	35.7	28.6	0.0	0.0	100.0
合計	件	19	83	23	12	2	139
	%	13.7	59.7	16.5	8.6	1.4	100.0

音声
コード

②計画期間中[R6・7年度]の総括(貢献度)



推進施策への貢献度

A: 施策推進につながった

B: 概ね施策推進につながった

C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)

C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)

D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる

D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

	単位	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2	合計
1-(1)福祉意識の醸成	件	0	7	1	0	0	0	8
	%	0.0	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0
1-(2)地域の居場所・活躍の場づくり	件	3	10	0	1	0	0	14
	%	21.4	71.4	0.0	7.1	0.0	0.0	100.0
1-(3)見守り・防犯体制の充実	件	0	8	0	1	0	0	9
	%	0.0	88.9	0.0	11.1	0.0	0.0	100.0
1-(4)快適なまちづくりの推進	件	0	0	0	0	4	0	4
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
2-(1)地域活動の担い手となる人材育成	件	0	7	0	0	0	0	7
	%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
2-(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	件	0	8	0	0	1	0	9
	%	0.0	88.9	0.0	0.0	11.1	0.0	100.0
2-(3)防災体制の充実	件	0	7	0	0	0	0	7
	%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3-(1)包括的な相談支援体制の充実	件	0	13	0	0	0	0	13
	%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3-(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり	件	4	17	1	2	4	0	28
	%	14.3	60.7	3.6	7.1	14.3	0.0	100.0
3-(3)サービス提供事業者への支援等	件	2	20	0	1	2	1	26
	%	7.7	76.9	0.0	3.8	7.7	3.8	100.0
3-(4)権利擁護や成年後見制度の推進	件	3	11	0	0	0	0	14
	%	21.4	78.6	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	件	12	108	2	5	11	1	139
	%	8.6	77.7	1.4	3.6	7.9	0.7	100.0

音声
コード

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

基本目標1 顔見知りの関係づくり

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、福祉教育の推進のほか、一人暮らし高齢者や、こどもの登下校等、地域の中で見守る体制、居場所づくりを支援し、顔見知りの関係づくりを推進しました。

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域の居場所・活躍の場づくり
- (3) 見守り・防犯体制の充実
- (4) 快適なまちづくりの推進

基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う仕組みの推進を図りました。

- (1) 地域活動の担い手となる人材育成
- (2) ボランティア等の社会福祉活動支援
- (3) 防災体制の充実

基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

複雑化・複合化する生活課題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、包括的な支援を提供していくことができるよう、相談体制等について行政の分野横断的な連携を強化するとともに、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重したサービスの利用、質の向上を図りました。

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり
- (3) サービス提供事業者への支援等
- (4) 権利擁護や成年後見制度の推進

4 課題のまとめ

統計、アンケート結果、計画の中間評価から、地域福祉における課題をまとめました。

① 地域のつながりの再構築と孤立の防止

- 生活様式や価値観の多様化が進み、全国的に地域のつながりの希薄化が指摘されるなか、人々の交流や地域の関わり方にも変化が生まれています。
- 「地域共生社会」の実現には、地域に暮らす多様な人々が互いを認め合う意識が不可欠であり、アンケートにおいても「行政の支援体制充実」に次いで「気軽に集まれる場所づくり」や「福祉教育の充実」を求める声が高いことから、引き続き地域全体での福祉意識の醸成と環境整備に取り組む必要があります。
- 一方で、今回のアンケート結果では、全体の 25.0%が孤独感（「ときどきある」「常にある」）を抱えており、特に 18～20 歳代の若年層で 33.3%と高くなっていることが明らかになりました。また、孤独感が高い人ほど「居場所が特になし」と回答する割合が高い傾向にあります。
- さらに、住民に最も身近な組織である自治会において、アンケート結果では回答者のうち加入者が 39.2%（前回から 7.8 ポイント減）と低下傾向にあり、特に 10～40 代では 3 割を下回っています。また、市全体での加入率は 28.42%（令和5年度比 5.05 ポイント減）で、30%を下回っている状況です。
- こうした状況を踏まえ、自治会等への活動支援とともに、若い世代も含めた多様な市民が気軽に立ち寄り、顔見知りの関係を築ける「居場所・交流の場づくり」を支援することで、地域からの孤立を防ぐことが重要です。

② 多様な担い手の育成、助け合い、支え合い活動の活性化

- 本市では、75 歳以上の後期高齢者の割合が増加傾向にあるほか、高齢単身世帯や障がいのある人、外国籍市民など、見守りや支援を必要とする人が増加しており、地域における継続的な見守りや日常的な助け合いがより一層重要となっています。
- 一方で、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動の担い手不足や高齢化が課題となっているほか、地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が過半数を占めており、特に 30 代などの現役世代で高い傾向がみられます。
- しかし、アンケートにおいて住民として取り組みたいこととして「介護者支援」や「高齢者・障がい者支援」への関心が高まっているほか、ボランティア活動に参加する際に重視することとして「気軽にできること（単発・短時間など）」が 53.6%と最も多く挙げられています。
- 地域の誰もが支え合いの担い手となれるよう、従来の枠組みにとらわれず、働く世代や若い世代も自分のライフスタイルに合わせて気軽に参加・貢献できる多様なメニューや機会を創出していくことが求められています。

③ 相談支援体制のさらなる充実

- 近年、いわゆる「8050 問題」やヤングケアラー、社会的孤立・生活困窮など、複数の課題が絡み合う複合課題や、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の課題が増加しています。
- 今回のアンケートでは、生活上の困りごとがある人のうち「どこにも相談していない」割合が 65.9%に上っています。特に孤独感が高い人においては、相談していない理由として「どこに相談していいかわからない」や「相談しても解決が期待できない」との回答が市全体と比べて10ポイント以上高くなっており、支援を必要としている層ほど既存の窓口につながりにくく、支援を諦めてしまっている実態が浮き彫りとなりました。
- このような課題に対応するためには、重層的支援体制整備事業を活用し、相談を待つだけでなく、困りごとを抱える人に自ら届く「アウトリーチ型支援」を強化することが不可欠です。あわせて、関係機関との多機関連携をさらに深化させ、地域福祉コーディネーターを中心とした包括的な相談支援体制の質的向上と連携強化を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

1 基本理念

みんなが顔見知りのまち

～誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまち 青梅～

核家族化や一人暮らし世帯の増加、近隣関係の希薄化が進み、周囲から困りごとが見えにくくなるなかで、人と人とのつながりの再構築や新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

少子高齢化や人口減少が進み、福祉ニーズが増大・多角化する一方で、地域活動の担い手不足が顕在化しています。さらに、抱えている課題や困りごとが複合化・制度狭間化してきていることから、分野ごとの縦割りや「受け手」「支え手」の関係を越えた多様な主体による「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「みんなが顔見知りのまち」を地域福祉計画の基本理念とします。

2 基本目標

基本目標1 顔見知りの関係づくり

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉活動に主体的に参画できるよう、福祉教育や啓発活動を推進します。また、単身高齢者やこどもの見守り活動への支援を進めるとともに、世代や分野を問わず誰でも気軽に立ち寄れる「居場所・交流の場」づくりや多様な地域活動への参加を促進し、孤立を防ぐ「顔見知りの関係づくり」を推進します。

基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、地域事業者など、地域の多様な主体が地域福祉の担い手となり、それぞれの強みや役割を発揮できるよう支援します。単発・短時間など気軽に参画できる多様な機会の創出や担い手育成、組織間連携の強化を図り、誰もが「支え手」にも「受け手」にもなれる持続可能な地域ぐるみの支え合いの仕組みづくりを目指します。

基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

「8050 問題」や社会的孤立など、複雑化・複合化した生活課題に対応するため、制度や分野の枠組みを越えた包括的な相談支援体制を整備・強化します。重層的支援体制整備事業を基盤とし、行政内の分野横断的な連携や関係機関との多機関連携を推進するとともに、相談に繋がりにくい人へのアウトリーチ(届ける支援)を強化します。あわせて、成年後見制度の活用や地域権利擁護の推進を通じて、市民一人ひとりの意思決定と尊厳が守られる質の高い支援体制を目指します。

第3編

再犯防止推進計画

第1章 再犯防止を取り巻く現状と課題

1. 計画策定の背景

全国の刑法犯検挙者数および再犯者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は依然として高い水準で推移しており、令和7年には46.2%に達しています。

犯罪のない安全・安心な地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防止する取組に加え、罪を犯した人が抱える様々な課題の解決を地域全体で支え、再び犯罪や非行を繰り返さないための取組を推進していくことが重要です。再犯を防ぐことは、新たな犯罪被害を防止するだけでなく、誰もが孤立することなく地域の中で再出発できる、包摂性のある地域社会の実現にもつながります。

国においては、就労の促進や住居の確保、出所後直ちに必要な福祉サービスを利用できる支援体制の整備など、刑務所出所者等の円滑な社会復帰に向けた取組を推進しています。特に、高齢者や障害のある人など、地域で生活する上で継続的な支援を必要とする人が、必要な福祉や保健医療などの住民サービスを円滑に利用できるよう、関係機関が連携した支援体制の充実が求められています。

平成28年に成立した「再犯防止推進法」では、国に対し「再犯防止推進計画」の策定を義務づけるとともに、地方公共団体に対しても「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務として位置づけられました。

本市では、これまでも犯罪被害者等への支援とあわせ、罪を犯した人の立ち直りを支援し、再犯を減らす取組を進めてきました。社会情勢の変化や国の動向、本計画の進捗状況を踏まえ、関係機関との連携のもと、誰もが地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指し、令和6年3月に策定した「青梅市再犯防止推進計画」の改定を行います。

2. 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法の第8条第1項の規定に基づき、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定める計画です。

本計画には、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から市民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組も記載しています。

3. 計画の期間

計画の期間は、国の再犯防止推進計画を踏まえるとともに、青梅市地域福祉総合計画の計画期間を考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間であり、令和9年度に改定を行ったものです。

なお、国・都の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画に関連する国等の動向

(1)第二期再犯防止推進計画

国は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識のもと、平成28年12月に「再犯防止推進法」を制定、平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。第二次再犯防止推進計画では、5つの基本方針の下、7つの重点課題が設定されています。

同計画においては、市町村の役割として、

- ①保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供すること
- ②立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこと

とされており、国と地方公共団体は相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進することとされています。

(2)第二次東京都再犯防止推進計画

都内の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止に向けたさらなる取組が求められています。

東京都は、令和元年に策定した「東京都再犯防止推進計画」に基づいて、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。

「東京都再犯防止推進計画」に基づく取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、令和6年3月に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

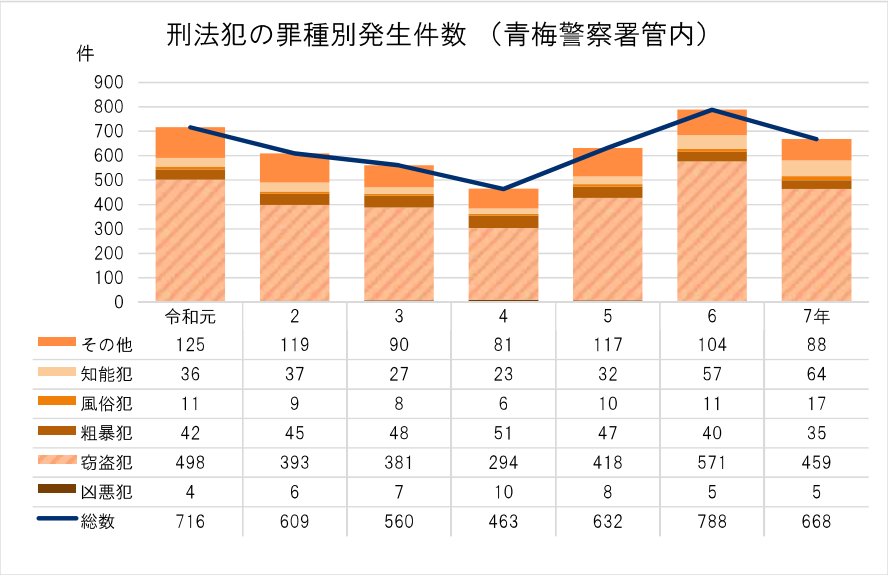
国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

5. 再犯防止に関する統計の状況

(1) 刑法犯の発生件数の状況

青梅警察署管内の刑法犯発生件数は、令和元年度から令和4年度にかけて減少傾向にありましたが、令和5年度以降は600～700件台で推移しています。

罪種別にみると、窃盗犯が高い割合を占めています。



資料：警視庁青梅警察署提供

注：青梅警察署管内の数字

「青梅警察署管内」：管轄区域は青梅市および奥多摩町

(2) 刑法犯再犯者検挙者および再犯者率の状況

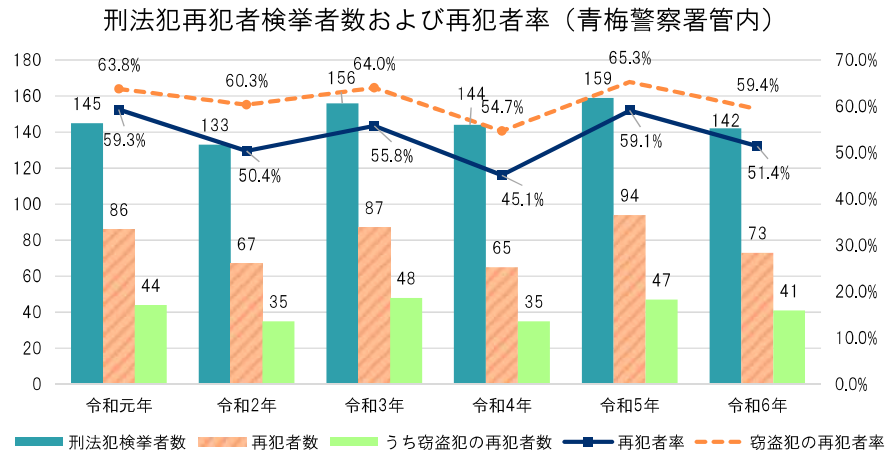
青梅警察署管内の刑法犯検挙者数（※2）は130～150人台で推移しています。

再犯者率（※1）は、令和4年はやや下がったものの、令和5～6年では5割を超え、全国や東京都と比較して高い傾向にあります。特に罪種別に高い割合を占める窃盗犯の再犯者率は6割前後となっています。

※1 「再犯者率」：刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合

※2 20歳以上の検挙者であり、少年は含まない。また、全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者であり、その他の法令違反にかかる検挙者は含まない。

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率
全国	86,952	50.5%	83,384	50.6%	79,809	50.0%	76,250	49.5%	80,187	48.9%	81,695	48.2%
警視庁	11,320	50.8%	10,618	50.7%	9,809	51.4%	9,658	51.0%	9,757	49.5%	9,966	47.6%
青梅警察署	86	59.3%	67	50.4%	87	55.8%	65	45.1%	94	59.1%	73	51.4%
うち窃盗犯	44	63.8%	35	60.3%	48	64.0%	35	54.7%	47	65.3%	41	59.4%



資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

6. 再犯防止に関するアンケート調査結果の状況

(1)実施概要

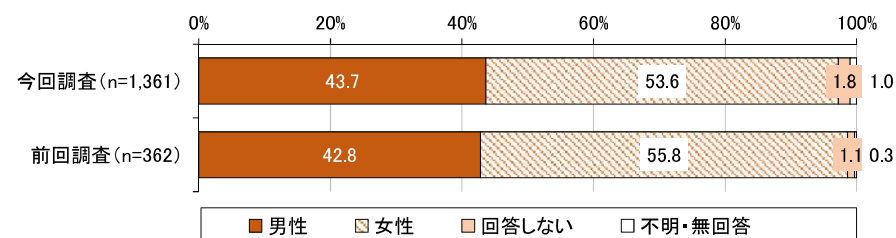
区分	①
	地域共生社会推進のためのアンケート
対象者	18 歳以上の市民 3,000 人 (無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送または 専用 web ページでの回収による本人記入方式
配布数	3,000 件
回収数	1,361 件 (うち調査票での回答は 852 件、web 回答は 509 件)
回収率	45.4%

(2)回答者属性

<性別>

今回調査では、「女性」が 53.6%、「男性」が 43.7%、「回答しない」が 1.8%となっています。

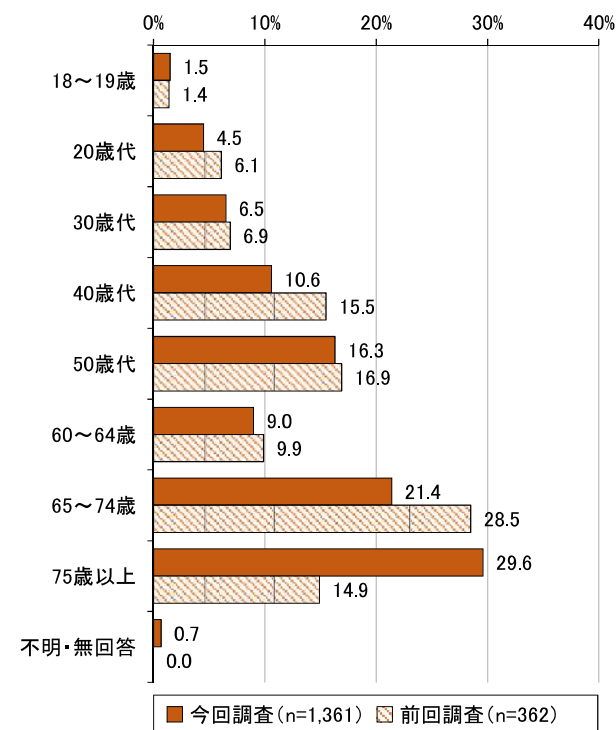
前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。



<年齢>

今回調査では、「75 歳以上」が 29.6%と最も高く、次いで「65～74 歳」が 21.4%、「50 歳代」が 16.3%となっています。

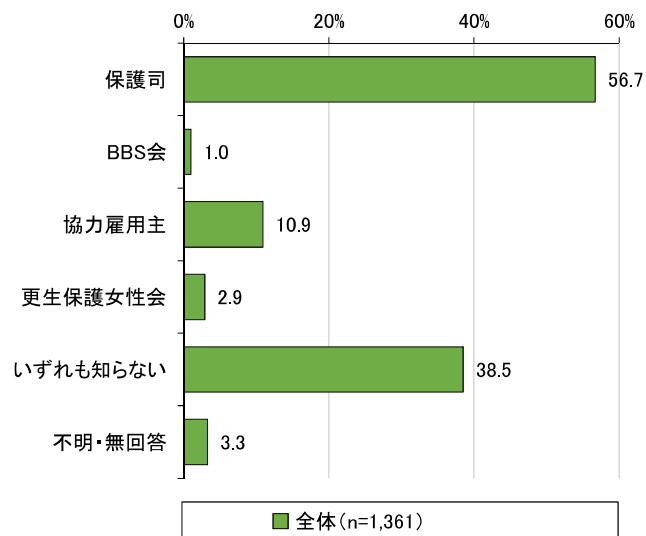
前回の調査(令和5年度)と比較すると、「75 歳以上」が 14.7 ポイント増加しています。



(3) 結果の概要

① 犯罪や非行をした人の更生を支援する、民間協力者の認知度

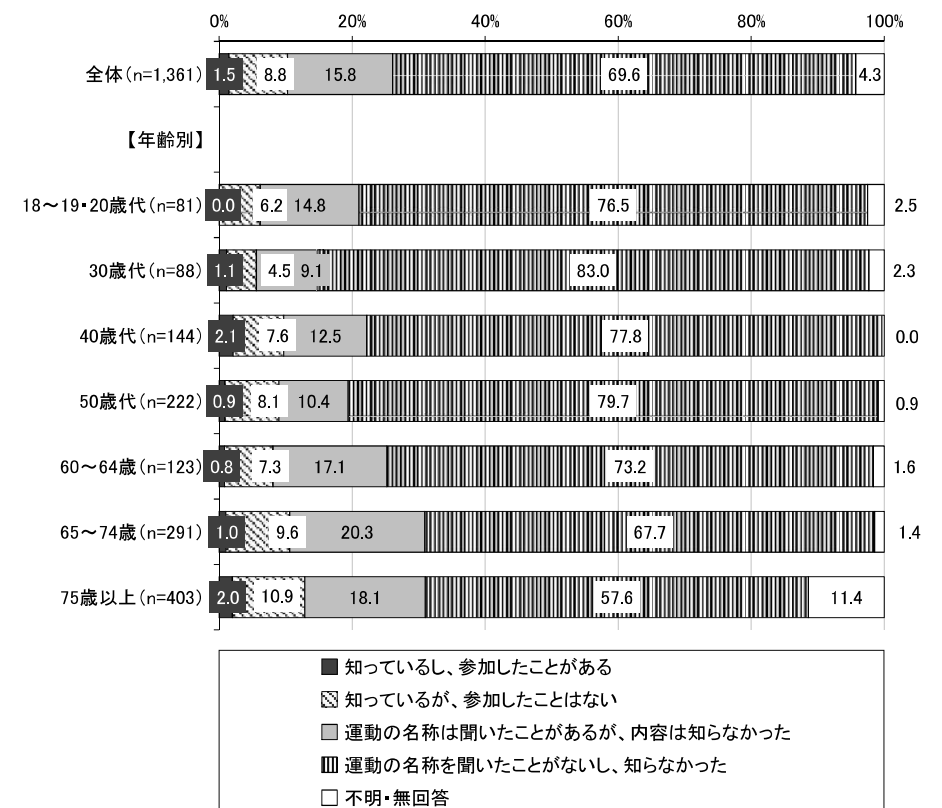
犯罪や非行をした人の更生を支援する、民間協力者の認知度について、「保護司」が 56.7%と最も高く、次いで「いずれも知らない」が 38.5%、「協力雇用主」が 10.9%となっています。



② 社会を明るくする運動の認知度

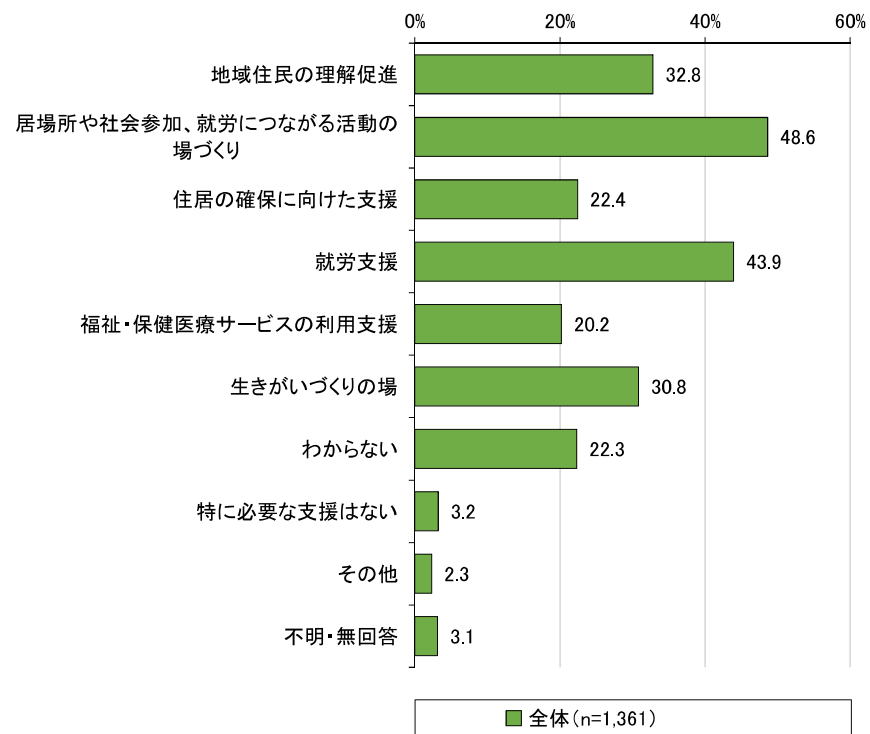
社会を明るくする運動の認知度について、「運動の名称を聞いたことがないし、知らなかった」が 69.6%と最も高く、次いで「運動の名称は聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が 15.8%、「知っているが、参加したことはない」が 8.8%となっています。

年代別にみると、65歳以上で“知っている”や“運動の名称を聞いたことがある”が3割を超えています。



③再犯防止に向けて地域全体で必要な取組

再犯防止に向けて地域全体で必要な取組について、「居場所や社会参加、就労につながる活動の場づくり」が48.6%と最も高く、次いで「就労支援」が43.9%、「地域住民の理解促進」が32.8%となっています。



7. 課題のまとめ

統計、アンケート結果、計画の中間評価から、再犯防止における課題をまとめました。

① 更生を支える「居場所」と「就労・社会参加」の場づくりの推進

- 市民が考える再犯防止策として、「居場所や社会参加、就労につながる活動の場づくり」(48.6%)が最も高く、次いで「就労支援」(43.9%)、「地域住民の理解促進」(32.8%)が続いています。
- 国計画によると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であるなど、犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響する重要な要素です。
- また、適当な帰住先(刑事施設を出所後に住む場所)が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率(出所年を含む2年間に於いて刑務所に再入所する割合)が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかに、適当な帰住先の確保は、安定した生活を送るための基盤であり、再犯の防止を推進する上で重要な要素と言えます。
- そのため、「居場所や就労につながる活動の場」の確保が不可欠です。刑法犯の多くを窃盗犯が占めることから、孤立を防ぐ居場所づくりと、自立生活を支えるための就労・就学・生活支援を関係機関(保護観察所、福祉部局、協力雇用主等)と連携して推進する必要があります。

② 福祉施策と連携した包括的な再犯防止・更生支援体制の構築

- 青梅警察署管内における刑法犯発生件数は、令和元年から令和4年にかけて減少傾向にあったものの、令和5年・6年は増加に転じています。罪種別では窃盗犯が高い割合を占めています。
- 青梅警察署管内の刑法犯検挙者数は130~150人台で推移しており、再犯者率は令和5年・6年に5割を超え、全国や東京都と比較して高い水準となっています。特に窃盗犯の再犯者率は6割前後と高く、再犯防止に向けた継続的な支援が求められます。
- 更生支援を支える民間協力者については、「保護司」の認知度が56.7%と過半数を占める一方で、「いずれも知らない」との回答が38.5%に上っています。特に「協力雇用主」(10.9%)をはじめとするその他の関係団体の認知度は低い現状にあります。
- 「社会を明るくする運動」の認知度については、「名称も内容も知らない」が69.6%と約7割を占めており、全体として認知が低い状況です。
- 「社会を明るくする運動」を知らない層が7割近くに上ることや、保護司以外の民間協力者の認知度が低い現状を踏まえ、犯罪や非行をした人が地域で孤立せず更生できるよう、市民に対する啓発活動を強化する必要があります。
- 刑法犯件数が増加傾向にあることに加え、再犯者率が高い水準で推移していることを踏まえ、犯罪や非行の背景にある生活困窮、社会的孤立、認知症、障害などの複合的な課題に対応していく必要があります。地域福祉計画や重層的支援体制整備事業と連携し、福祉・保健・就労・住まいなどの関係機関と保護観察・更生保護が一体となった支援体制の強化が求められます。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

再犯防止は、罪を犯した人の立ち直りを支えるとともに、新たな犯罪や被害を防ぎ、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現につながる取組です。そのためには、一人ひとりの状況に応じた支援を通じて社会復帰を後押しするとともに、地域全体で立ち直りを支える環境づくりが重要です。

本計画では、地域福祉計画が掲げる「みんなが顔見知りのまち」を踏まえ、様々な生きづらさや生活上の課題を抱える犯罪をした人等が地域で孤立することなく、一人ひとりの状況や背景に寄り添いながら、地域の理解と協力のもとで立ち直りを支えることにより、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

この基本的な考え方のもと、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するため、次の7つを基本目標として取組を進めます。

基本目標1 就労・住居確保に向けた支援

住宅確保要配慮者に対する住まいの確保に向けた情報提供に努めるとともに、就労に向けた支援を行います。

基本目標2 福祉・保健医療サービス利用促進

犯罪をした人のうち、高齢者や障がいのある人など複合的な要因により自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、福祉サービスの利用支援等、適切な支援を行います。

基本目標3 学校等と連携した修学支援

要保護児童に対し関係機関との連携により適切な見守り・支援を行うとともに、青少年の健全育成に向けて、社会全体で行う子育て支援のあり方を広く啓発します。

また、「社会を明るくする運動」の駅頭活動等を通して非行防止のための取組を推進します。

基本目標4 犯罪をした者等への特性に応じた効率的な指導

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な生活改善が行われるよう努めます。

また、ひきこもり、ニート、不登校、発達障害、犯罪および非行など社会生活を営む上で困難を有することも・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。

なお、DV(配偶者等による暴力)や児童虐待の事例があれば、こども家庭センターや青梅市要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。

基本目標5 更生保護にかかわる民間協力者の活動の促進

保護司会をはじめとする更生保護団体や施設、関係団体の活動の促進を支援するとともに、一層の連携強化を図ります。また、更生保護活動の広報および周知に取り組むとともに、保護司の担い手不足の解消や活動場所の確保に努めます。

基本目標6 地域による包摂の推進

保護観察所や警察等の関係機関、保護司会や更生保護女性会をはじめとする民間協力者、また民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者と再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。

また、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活し、適切にサービスを提供するよう努めます。

基本目標7 再犯防止に向けた基盤の整備等

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を主体に更生保護や再犯防止に関する取組の周知を行い、市民の再犯防止施策に関する理解を促進します。

第7編

重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の展開

1. 計画策定の背景

令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(改正社会福祉法等)において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村が一体的に実施するものです。

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

子育て、介護、障害、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ*機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 106 条の5の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」です。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間であり、令和9年度に改定を行ったものです。

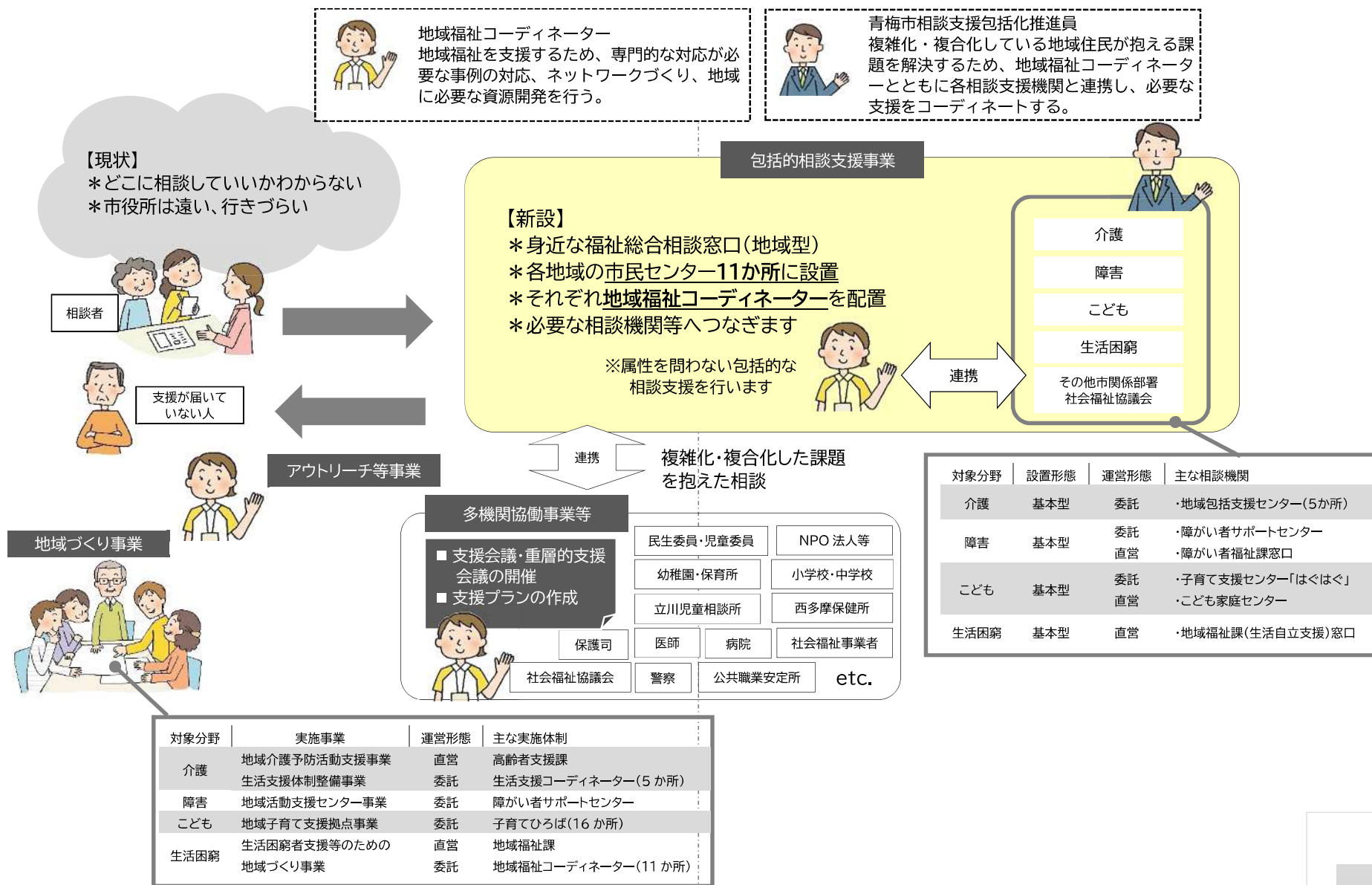
なお、国の施策の動向、社会情勢や制度の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

4. 実施事業

次に掲げる6つの事業を一体的に実施するものです。

事業名	根拠規定
(1) 包括的相談支援事業	法第 106 条の4 第2項第1号
(2) 参加支援事業	法第 106 条の4 第2項第2号
(3) 地域づくり事業	法第 106 条の4 第2項第3号
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	法第 106 条の4 第2項第4号
(5) 多機関協働事業	法第 106 条の4 第2項第5号
(6) 支援プランの策定	法第 106 条の4 第2項第6号

5. 青梅市における包括的な福祉相談支援体制



第2章 各実施事業の概要と提供体制

1. 事業目標

※重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項について、記載します。

2. 実施事業概要と提供体制

(1)包括的相談支援事業

11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置し、身近な福祉相談に応ずるとともに、複雑化・複合化した相談にも包括的に対応します。

●相談支援機関の設置状況

(令和8年4月1日時点)

主な対象分野	相談支援機関名（相談窓口）	設置数	運営形態	対象圏域
介護	・地域包括支援センター	5	委託	各圏域
障害	・障がい者サポートセンター	1	委託	市全域
	・障がい者福祉課窓口	1	直営	市全域
こども	・子育て支援センター「はぐはぐ」	1	委託	市全域
	・こども家庭センター	1	直営	市全域
生活困窮	・地域福祉課(生活自立支援)窓口	1	直営	市全域

●包括的相談支援事業の関連事業

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	地 再
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	地 高 障 再
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員（地域福祉コーディネーターを含む。）を育成する研修を実施します。	地域福祉課	地

(2)参加支援事業

(3)地域づくり事業

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(5)多機関協働事業

以下、同様。

音声
コード

第3章 連携体制の構築

1. 会議体の設置・運営

本事業を円滑に推進するために、次の会議体を設置します。

	重層的支援会議	支援会議
開催の 目的	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議する。 ・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討	会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするもの。
根拠法 例等	社会福祉法第 106 条の4第2項第5号	社会福祉法第 106 条の6
対象者	○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯(単独の支援関係機関では対応が難しいケース) 【本人同意:必要】	○支援機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯 ○自ら支援を求めることが困難な人等(潜在的な相談者) 【本人同意:不要】
構成員	市民安全担当部、健康福祉担当部、こども家庭担当部、都市整備担当部、学校教育担当部、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者サポートセンター、児童・保険・福祉・医療または教育の関係機関、民生委員・児童委員、その他支援対象者の支援に関し、地域福祉担当課長は必要と認める機関に属するものの中から、会長がその会議の内容により委員を選定して招集。	

2. 連携体制

※重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項について記載します。

3. 事業評価及び見直し

事業評価は毎年度、「青梅市地域福祉総合計画」の事業評価と合わせて行います。

また、市民や学識経験者等を委員とする青梅市地域共生社会推進審議会や青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会などを通じて進捗状況の確認・検証を行います。

※重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項について記載します。

その他、

※重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項について記載します。